

鳥取県医師会報

CONTENTS

平成20年 5 月

巻 頭 言

特定健診制度の「希望」の部分について 常任理事 宮崎 博実 1

新役員インタビュー 3

鳥取県医師会代議員・同予備代議員名簿 4

鳥取県医師会各種委員会委員名簿 5

理 事 会

第 1 回理事会 11

諸会議報告

平成20年度学校医部会運営委員会 14

「広報委員会」「会報編集委員会」合同委員会 17

鳥取県医師会産業医部会運営委員会 19

「厚生労働省第三次試案」に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会
理事 井庭 信幸 21

会員の栄誉 24

詳説 「鳥取県地域ケア体制整備構想」について（1）

常任理事 渡辺 憲 25

アンケート

レセプトオンライン請求義務化に関するアンケート集計表（鳥取県） 30

県よりの通知 34

鳥取労働局よりの通知 36

お知らせ

平成20年度鳥取県医師会定例総会ご案内 37

第39回全国学校保健・学校医大会分科会における研究発表の演題募集について 38

長時間労働者への医師による面接指導が小規模事業場においても義務づけられます 39

「ねんきん特別便」の配付・回答の回収に係る事業主の皆様のご協力の要請について 40

計 報 40

健 対 協

鳥取県医師会腫瘍調査部報告（4月分）	41
--------------------	----

感染症だより

定期の予防接種の実施における保護者以外の同伴について	42
学校における麻しん対策ガイドラインについて	42
鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）	43

歌壇・俳壇・柳壇

たましひ	米子市	芦立	巖	44
近 火	倉吉市	石飛	誠一	44
健康川柳（3）	鳥取市	塩	宏	45
八頭高生（1）	鳥取市	中塚嘉津江		45

東から西からー地区医師会報告

東部医師会	広報委員	大津	千晴	46
中部医師会	広報委員	石津	吉彦	46
西部医師会	広報委員	阿部	博章	47
鳥取大学医学部医師会	広報委員	豊島	良太	48

県医・会議メモ

	49
--	----

会員消息

	50
--	----

保険医療機関の登録指定、異動

	52
--	----

編集後記

編集委員	渡辺	憲	53
------	----	---	----

挿し絵提供／田中香寿子先生 芦立 巖先生



特定健診制度の 「希望」の部分について

鳥取県医師会 常任理事 宮 崎 博 実

2006年6月、小泉内閣最後の通常国会において医療制度改革法案が通過した。同じ法案の中に特定健診制度の施行決定が含まれていた。当時この制度の問題点はそれほど話題にならなかったが、私たち鳥取県医師会は逸速く、公の場において、この制度は多くの課題があり、改善が必要であることを主張してきた。しかしながら、全国的な大きな声にはならなかった。その後、法施行が近づくにつれ、医師会、保険者、健診事業者などにとって強い興味と大きな不安の対象となってきた。

様々な弊害、課題の多い特定健診制度であるが、敢えて「絶望し過ぎず」にこの制度について、中島直樹九州大学病院医療情報部講師の文献も参考にしながら述べてみたい。

特定健診制度は日本にとって待ったなしの制度改革といえるかも知れない。2002年の厚労省調査では糖尿病患者は740万人、予備群を含めると1,620万人に上り、その後も毎年50万人ずつ増え続けている。糖尿病患者740万人の約半分は通院せずに放置されている状況である。そして通院患者400万人のうち100万人を診察しているに過ぎない。つまり、糖尿病の研究費に巨額を投じて、過半の症例にその成果が行き届かない現状があると同時に、医療との接点を持たない患者・予備群が多いため、啓発の糸口さえない状況である。そこで厚労省は生活習慣病の対策に「医療の強化」ではなく「予防保健」重視の特定健診制度を導入したのだと思われる。

特定健診制度はリスクの低い者も網羅的に毎年継続的に情報を収集する。このことにより集団に対する指導（ポピュレーションアプローチ）を行うと同時に、ハイリスクアプローチの対象者を抽出したり、リスク別に指導し、経年的変化を把握する作業を含んでいる。つまり、特定健診制度とは、マクロの視点で日本国民の生活習慣病を改善する目的を持ち、医療が行うべきハイリスクアプローチの対象を網羅的に抽出すると同時に集団全体に対しては、ポピュレーションアプローチを行うことによって、将来のハイリ

スクアプローチ対象者を減らす基盤的機能を持つ制度ということができる。

この特定健診制度の健康データは、電子データ形式で保険者に集められ、匿名化されて国・都道府県に報告される。そして、数千万人の日本人の健康データを「経年分析」することが可能となる。その結果、この制度が本当に生活習慣病患者の新規発生を減少させるのか、それによる死亡率は減少するのかについても明らかになることが期待される。

つまり、この制度は活用次第で、国民の健康寿命延伸に貢献できる可能性を秘めた制度といえるかも知れない。但し、2013年に5年間評価が行われるこの特定健診制度が、果してその時まで存続しているかどうか甚だ疑問ではあるが……。



新役員インタビュー

平成20年4月1日より、鳥取県医師会の役員を拝命された2名の先生方に、鳥取県医師会の役員となった心境、抱負、モットーの3項目についてお言葉を頂戴しました。



井庭信幸先生
鳥取県医師会理事
医事紛争担当



笠置綱清先生
鳥取県医師会監事

新しく鳥取県医師会の役員となられた、今のご心境はいかがでしょう？

井庭信幸先生

監事2年間で県医師会業務の概要が少し分かってきました。この間に学んだ事は多くありますが、中でも国の朝令暮改ごとき政策に翻弄されながらも、negativeでなくpositiveに取り組む医師会の姿勢は印象的でした。時の人に見せてやりたいと思います。

この度、理事と肩書きが変わり、医事紛争を担当する事になりました。

皆様方のご指導を得ながら、私の役目を果たしていきたいと思っています。

笠置綱清先生

私は、永年医学教育に携わっていたので、これまで鳥取大学医学部医師会に所属しており、平成17年4月より鳥取県西部医師会に転入した老齢の新人であります。そんな新米に、このような役目が務まるのかとのご懸念は当然であろうと思われます。しかしながら、長田昭夫先生、栗原達郎先生、魚谷純先生等のご推挙を賜りましたので、しっかりとその責務を全うしたいと考えています。どうかよろしくご指導の程をお願い申し上げます。

ご担当される会務について、ご抱負をお聞かせください。

井庭信幸先生

医事紛争は避けることが出来ませんが、ある日突然に警察が調べにくるようでも困ります。医師法21条違反で産婦人科医逮捕事件以来、産科医は減少し、今日では産科医療崩壊し、さらに地域医療崩壊へと波及しています。

厚労省は医療界の要望に対し、新しい死因究明制度の第三次試案を発表しました。内容には議論がありますが、皆様の理解を得て法制化に向けて協力をしていきたいと思っています。

笠置綱清先生

鳥取県医師会の財務並びに理事等の業務執行の状況をしっかり監査するのが務めであろうと考えています。老骨に鞭打って、邁進したいと思います。

先生のモットー、または座右の銘がございましたらお教えてください。

井庭信幸先生

好まぬ人とは短く、好む人とは長く時間を過ごす。

笠置綱清先生

小児科医の一人として、本校の学生にも常にいっている言葉で、ポリオ・ワクチンの開発者アルバート・セービング（米）の「その日が、人生最後の日であるかのように生きること。毎日を、永遠に生きるかのように生きること。」を座右の銘としています。

鳥取県医師会代議員・同予備代議員名簿

〔任期 H20.4.1～H22.3.31〕

〔敬称略〕

代 議 員

板 倉 和 資	八頭町
谷 口 玲 子	鳥取市
福 島 明	鳥取赤十字病院
秋 藤 洋 一	智頭病院
安 陪 隆 明	鳥取市
石 谷 暢 男	鳥取市
乾 俊 彦	鳥取市
大 津 千 晴	鳥取市 石田医院
尾 崎 眞 人	八頭町
加 藤 大 司	岩美町
小 林 恭一郎	鳥取市
杉 山 長 毅	介護老人保健施設まさたみの郷
中 島 公 和	鳥取市
松 浦 喜 房	鳥取市
三 宅 茂 樹	鳥取市
森 英 俊	鳥取市
山 下 裕	鳥取市立病院
吉 田 泰 之	鳥取県立中央病院
池 田 宣 之	倉吉市
松 田 隆	倉吉市
引 田 亨	医療法人仁厚会
安 梅 正 則	倉吉市
新 田 辰 雄	倉吉市
大 石 一 康	倉吉市
青 木 哲 哉	琴浦町
湯 川 喜 美	三朝町
魚 谷 純	米子市
野 坂 美 仁	米子市
作 野 嘉 信	境港市
高 見 徹	日南病院
安 達 敏 明	米子市
國 頭 七 重	米子市
小 林 哲	境港市

左 野 喜 實	米子市
辻 田 哲 朗	米子市
飛 田 義 信	伯耆町
宝 意 規 嗣	米子市
山 本 仁	米子市
中 曾 庸 博	米子市
長谷川 真 弓	米子市 周防内科医院
稲 賀 潔	鳥取県済生会境港総合病院
小 酒 浩	米子市
岡 空 輝 夫	境港市
井 上 貴 央	鳥取大学医学部
長谷川 純 一	鳥取大学医学部
中 島 健 二	鳥取大学医学部
渡 邊 高 志	鳥取大学医学部
西 村 元 延	鳥取大学医学部

予備代議員

麻 木 宏 栄	鳥取市
石 河 利一郎	鳥取市
石 丸 昌 宏	鳥取市
岩 下 和 人	鳥取市
川 口 俊 夫	鳥取市
神 戸 直 登	鳥取市
岸 清 志	鳥取県立中央病院
小 濱 美 昭	鳥取市
斎 藤 基	鳥取生協病院
竹 内 勤	鳥取生協病院
中 山 裕 雄	八頭町
西土井 英 昭	鳥取赤十字病院
花 木 正 史	八頭町
濱 崎 尚 文	智頭病院
深 澤 哲	鳥取市
藤 田 直 樹	岩美町
松 下 公 紀	鳥取市

水 本 清	鳥取市	野 坂 康 雄	米子市
深 田 民 人	鳥取県立厚生病院	吹 野 陽 一	米子市
森 尾 泰 夫	中部医師会立三朝温泉病院	中 尾 圭 介	米子市
伊 藤 文 利	倉吉市	下 山 晶 樹	米子市
松 田 哲 郎	北岡病院	永 井 小 夜	米子市
井 東 弘 子	倉吉市	藤 瀬 雅 史	米子市
石 田 浩 司	倉吉市	高 田 照 男	西伯病院
西 田 法 孝	倉吉市	山 崎 純 一	鳥取県済生会境港総合病院
石 津 吉 彦	倉吉市	門 脇 敬 一	山陰労災病院
石 井 敏 雄	米子市	南 崎 剛	米子医療センター
伊 藤 慎 哉	米子市	岡 野 徹	鳥取大学医学部
遠 藤 秀 之	境港市	加 藤 信 介	鳥取大学医学部
越 智 寛	米子市	長 田 郁 夫	鳥取大学医学部
面 谷 博 紀	米子市	古 和 久 典	鳥取大学医学部
木 村 秀一朗	米子市	紙 谷 秀 規	鳥取大学医学部
瀧 田 寿 彦	米子市		

鳥取県医師会各種委員会委員名簿

〔任期 H20.4.1～H22.3.31〕

〔敬称略〕

1. 社会保障部委員会委員（担当：富長副会長）

〔県役員・地区推薦・基金・国保・労災〕

【委員長】※岡本 公男

【副委員長】※長谷川晴己 ※福島 明 ※富長 将人

※野島 丈夫	※宮崎 博実	渡辺 憲	※天野 道磨
※神鳥 高世	武田 倬	吉中 正人	※吉田 真人
明穂 政裕	井庭 信幸	重政 千秋	笠木 正明
米川 正夫	清水 正人	笠置 綱清	
板倉 和資	池田 宣之	魚谷 純	豊島 良太
※谷口 玲子	※三宅 茂樹	※森尾 泰夫	※湯川 喜美
※飛田 義信	※細田 明秀	※浦上 克哉	
宮本 二郎	谷口 昌弘	生駒 義人	吉田 明雄
庄司 公平	横濱 雄介	梅澤 潤一	田中 宏和
助川 鶴平	松浦 順子	麻木 宏栄	森下 嗣威
村上 敏	井上 明道	山崎 厚志	中岡 明久
竹島多賀夫	中安 弘幸	田中 孝幸	松木 勉

竹内 薫	鱸 俊朗	光延 文裕	小田 大
尾崎 真人	濱崎 尚文	奈良井 栄	吉津 法爾
山家 武	坂本 雅彦	竹内 裕美	江川 尚男
恩田 健史	※阿藤孝二郎	岸 清志	池田 茂之
福永 康作	田村 公平	林 裕史	浪花 紳悟
中島 公和	白石 眞博	葉狩 良孝	伊藤久太郎
紀川 純三	下田光太郎	古城 治彦	藤田 和寿
田中 潔	川上 伸	金藤 英二	吉田 泰之
植木 壽一	早田 俊司	※渡邊 賢司	谷田 理
平尾 正人	田村 矩章	那須 吉郎	石田 浩司
大月 健朗	片桐 浩史		

※常任委員会委員

2. 医療安全対策委員会委員（担当：宮崎常任理事）

（診療情報提供推進を含む）

【委員長】※岡本 公男 【副委員長】虎井佐恵子（県立中央病院副院長兼看護局長）

※野島 丈夫 ※富長 将人 ※宮崎 博実

藤原 和男（弁護士） 岩垣 宝祥（県医療指導課長）

田中松市郎（鳥取赤十字病院薬剤部長） 塩澤 洋子（県看護協会長）

板倉 和資 池田 宣之 魚谷 純 豊島 良太

※常任委員会委員

3. 職業倫理・自浄作用活性化委員会委員（担当：宮崎常任理事）

【委員長】岡本 公男

野島 丈夫 富長 将人 宮崎 博実 天野 道磨

井庭 信幸

板倉 和資 池田 宣之 魚谷 純

4. 医事紛争処理委員会委員（担当：井庭理事）

【委員長】岡本 公男 【副委員長】野島 丈夫

富長 将人 宮崎 博実 渡辺 憲 天野 道磨

井庭 信幸

板倉 和資 谷口 玲子 三宅 茂樹 池田 宣之

松田 隆 魚谷 純 野坂 美仁 辻田 哲朗

5. 生涯教育委員会委員（担当：武田理事）

【委員長】武田 倬

渡辺 憲 重政 千秋

安陪 隆明 福島 明 安梅 正則 深田 民人

都田 裕之

阿部 博章

北野 博也

福本 宗嗣

6. 広報委員会委員（担当：神鳥常任理事）

【委員長】神鳥 高世

渡辺 憲

吉中 正人

米川 正夫

大津 千晴

小林恭一郎

井東 弘子

石津 吉彦

阿部 博章

岩本 好吉

豊島 良太

7. 会報編集委員会委員（担当：神鳥常任理事）

渡辺 憲

天野 道磨

神鳥 高世

山家 武

秋藤 洋一

中安 弘幸

山口 由美

8. 情報システム運営委員会委員（担当：米川理事）

【委員長】野島 丈夫 【副委員長】渡辺 憲

米川 正夫

安陪 隆明

石津 吉彦

左野 喜實

近藤 博史

9. 感染症危機管理対策委員会委員（担当：天野常任理事）

【委員長】天野 道磨

宮崎 博実

笠木 正明

石谷 暢男

引田 亨

山崎 純一

堀井 俊伸

10. 臨床検査精度管理委員会委員（担当：吉田理事）

【委員長】富長 将人 【副委員長】吉田 真人

吉中 正人

米川 正夫

松浦 喜房

西田 法孝

安達 敏明

野上 智

谷本 綾子（県臨床検査技師会長）

11. 介護保険対策委員会委員（担当：渡辺常任理事）

【委員長】渡辺 憲

野島 丈夫

富長 将人

米川 正夫

杉山 長毅

新田 辰雄

宝意 規嗣

浦上 克哉

12. 鳥取県自動車保険医療指導委員会委員（担当：野島副会長）

野島 丈夫

明穂 政裕

米川 正夫

福島 明

阿藤孝二郎

瀧田 寿彦

13. 鳥取医学雑誌編集委員会委員（担当：富長副会長）

【委員長】富長 将人 【副委員長】西土井英昭

秋藤 洋一	阿藤孝二郎	金澤 泰久	神鳥 高世
木村 章彦	杉本 勇二	助川 鶴平	西村 元延
根本 良介	花木 啓一	濱本 哲郎	山根 哲実
吉田 明雄	吉田 泰之		

14. 共済会運営委員会委員（担当：天野常任理事）

【委員長】岡本 公男	【副委員長】野島 丈夫		
富長 将人	天野 道磨	明穂 政裕	井庭 信幸
板倉 和資	谷口 玲子	池田 宣之	松田 隆
魚谷 純	野坂 美仁	豊島 良太	池田 匡
〔監事〕清水 正人	笠置 綱清		

15. 定款・諸規程改正検討委員会委員（担当：宮崎常任理事）

【委員長】富長 将人			
宮崎 博実	天野 道磨	神鳥 高世	明穂 政裕
三宅 茂樹	小林恭一郎	引田 亨	安梅 正則
辻田 哲朗	小林 哲	西村 元延	

16. 母体保護法指定医師審査委員会委員（担当：井庭理事）

【委員長】井庭 信幸			
梅澤 潤一	皆川 幸久	井奥 郁雄	中曾 庸博
伊藤 隆志	（鳥大医学部生殖機能医学分野教授）		

17. 母体保護法指定医師不服審査委員会委員（担当：井庭理事）

藤原 和男（弁護士）	塩澤 洋子（鳥取県看護協会会長）	
板倉 和資	池田 宣之	魚谷 純

18. 学校医部会運営委員会委員（担当：笠木理事）

【委員長】笠木 正明	【副委員長】天野 道磨		
神鳥 高世	明穂 政裕	井庭 信幸	
石谷 暢男	松浦 喜房	青木 哲哉	妹尾 磯範
瀬口 正史	中尾 圭介		

19. 健康スポーツ医委員会委員（担当：明穂理事）

【委員長】野島 丈夫	【副委員長】吉田 真人	米川 正夫	
明穂 政裕			
福島 明	青木 哲哉	山本 仁	豊島 良太

20. 産業医部会運営委員会委員（担当：吉田理事）

【委員長】岸本 拓治 【副委員長】宮崎 博実
富長 将人 渡辺 憲 吉中 正人 吉田 真人
黒沢 洋一
森 英俊 杉山 長毅 大石 一康 湯川 喜美
山本 仁 門脇 敬一

21. 勤務医委員会委員（担当：重政理事）

【委員長】重政 千秋 【副委員長】渡辺 憲 武田 倬
〔地区推薦〕吉田 泰之 森尾 泰夫 高田 照男 村脇 義和
〔県医推薦〕下田光太郎 山本 敏雄 高見 徹
山代 豊（鳥取赤十字病院） 鏑木 紀子（鳥取市立病院）
角田 直子（鳥取生協病院） 三浦さおり（岩美病院）
大谷 恭一（智頭病院） 阿藤孝二郎（県立厚生病院）
野坂 仁愛（山陰労災病院） 松永 佳子（米子医療センター）
村田 裕彦（西伯病院）

22. 労災保険委員会委員・自賠責保険委員会委員（担当：野島副会長）

【委員長】野島 丈夫
明穂 政裕 米川 正夫
福島 明 石田 浩司 山本 仁

23. 卒後臨床研修委員会委員（担当：武田理事）

【委員長】富長 将人
宮崎 博実 渡辺 憲 武田 倬 重政 千秋
福島 明 深田 民人 門脇 敬一 小川 敏英

24. 禁煙指導対策委員会委員（担当：渡辺常任理事）

【委員長】渡辺 憲
天野 道磨 笠木 正明
松浦 喜房 松田 隆 飛田 義信 長谷川純一

25. ACLS委員会委員（担当：野島副会長）

【委員長】野島 丈夫
武田 倬 米川 正夫
山下 裕 宇奈手一司 面谷 博紀 八木 啓一

26. 鳥取県糖尿病対策推進会議委員（担当：武田理事）

【委員長】岡本 公男 【副委員長】武田 倬

富長	将人	天野	道磨		
松浦	喜房	湯川	喜美	越智	寛
池田	匡（日本糖尿病協会鳥取県支部長）				
武田	倬（日本糖尿病学会中四国支部鳥取県幹事）				
藤井	秀樹（県福祉保健部次長兼健康政策課長）				
村山	洋子（県教育委員会体育保健課長）				

27. 特定健診・特定保健指導対策委員会（担当：吉中理事）

【委員長】 宮崎 博実 **【副委員長】** 吉中 正人

富長	将人	天野	道磨	吉田	真人		
松浦	喜房	大津	千晴	青木	哲哉	引田	亨
野坂	美仁	越智	寛				



第 1 回 理 事 会

- 日 時 平成20年 4 月10日（木） 午後 4 時～午後 5 時30分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 岡本会長、野島・富長両副会長
宮崎・渡辺・天野・神鳥各常任理事
吉中・吉田・明穂・井庭・笠木・米川各理事
清水・笠置両監事
板倉東部会長、池田中部会長、魚谷西部会長

議事録署名人の選出

宮崎・渡辺両常任理事を選出した。

報告事項

1. 中国四国医師会連合常任委員会の出席報告 〈岡本会長〉

3月31日、東京ドームホテルにおいて山口県医師会の担当で開催され、魚谷西部会長（日医代議員）、宮崎常任理事とともに出席した。

議事として、議事運営委員会の報告後、日本医師会役員等の推薦、日医代議員会における質問、予算委員会委員、次期ブロック当番県（徳島県担当）などについて協議が行われ、平成20年度より県医師会長の交替があった鳥根県、岡山県、山口県、高知県の紹介と挨拶があった。

また、4月1・2日の両日、日医会館において日医代議員会に先立ち開催され、当日の代議員会の運営等について説明があった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

2. 日本医師会代議員会・定例総会の出席報告 〈岡本会長〉

4月1・2日の両日、日医会館において開催され、魚谷西部会長（日医代議員）とともに出席した。

第1日は、任期満了に伴う役員選挙等が行われた。正副議長では、議長に現職の石川岩手県医師会会長が無投票で当選され、副議長には米盛鹿児島県医師会会長が現職の有山奈良県医師会会長を破って当選した。役員選挙では、近畿を除くすべてのブロックが推薦する現職の唐澤会長が投票総数352票のうち304票を獲得して当選した。また、中国四国ブロックからは、常任理事に藤原前山口県医師会会長、理事に碓井広島県医師会会長、久野愛媛県医師会会長、監事に森下香川県医師会会長、裁定委員に長田前鳥取県医師会会長が当選した。

第2日は、唐澤会長の所信表明と会務報告の後、議事として、（1）平成19年度日医会費減免申請（2）平成20年度日医事業計画（3）平成20年度日医一般会計予算（4）平成20年度医賠償特約保険事業特別会計予算（5）平成20年度治験促進センター事業特別会計予算（6）平成20年度医師再就業支援事業特別会計予算（7）日医会費賦課徴収、追加議案として、（8）日医役員功労金支給、の各議案について審議が行われ、議案どおり可決された。また、代表質問7件、個人質問12件について活発な質疑応答が行われた。

代議員会終了後、定例総会が行われ、「庶務及び会計の概況に関する事項」「事業の概況に関する事項」「代議員会において議決した主要な決議に関する事項」について報告があった。

内容の詳細については、日医ニュースに掲載されるので参照していただきたい。

3. 平成20年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書調印の報告〈宮崎常任理事〉

4月3日、県医師会館において、平成20年度から開始された特定健康診査・特定保健指導委託契約書の調印を、鳥取県医師会長と鳥取県の代表保険者である政府管掌保険の鳥取社会保険事務局長との間で締結した。

協議事項

1. 副会長の順位について

副会長の順位を、野島・富長の順とした〔敬称略〕。

2. 常任理事の選任について

宮崎・渡辺・天野・神鳥各理事を常任理事に選任することとした。

3. 理事の順位について

理事の順位を、宮崎・渡辺・天野・神鳥・武田・吉中・吉田・明穂・井庭・重政・笠木・米川の順とした〔敬称略〕。

4. 役員の会務分担について

役員の会務分担を決定した。会務分担表については、会報及び会員録に掲載する。

5. 各種委員会委員の委嘱について

地区医師会から推薦のあった委員と県医師会役員を入れた各種委員会委員について決定した。

6. 監査の立会いについて

4月18日（金）午後1時30分から東部地区の1医療機関を対象に実施される。吉田理事と魚谷西部会長が立会することとした。

7. 学校医部会運営委員会の開催について

4月24日（木）午後4時から県医師会館において開催することとした。

8. 「広報委員会」「会報編集委員会」合同委員会の開催について

4月24日（木）午後6時30分から県医師会館において開催することとした。

9. 産業医部会運営委員会の開催について

5月1日（木）午後4時から県医師会館において開催することとした。

10. 中国四国医師会連合総会提出議題に対する回答及び出席者等について

5月17・18日（土・日）徳島市において開催される各分科会及び総会について、出席者と提出議題に対する回答の責任者等について確認を行った。

なお、各分科会及び特別講演における会報への報告記事執筆責任者を下記のとおりとした。

- 第1分科会（保険）：富長副会長
- 第2分科会（地域医療）：渡辺常任理事
- 第3分科会（地域保健）：宮崎常任理事、笠木理事
- 第4分科会（医療福祉）：野島副会長、井庭理事
- 特別講演1（唐澤日医会長）：天野常任理事
- 特別講演2（田中徳島大学開放実践センター教授）：神鳥常任理事
- 特別講演3（桑原徳島日本ボルトガル協会会長）：吉中理事

11. 第177回鳥取県医師会臨時代議員会の開催について

7月5日（土）午後3時から県医師会館において開催することとした。主な議題は、正・副議長選挙、会務報告、平成19年度決算である。

12. 平成20年度定例総会の開催について

7月5日（土）午後4時50分から県医師会館において開催することとした。

13. 鳥取県がん診療連携協議会委員の推薦について（鳥大医学部附属病院）

標記について鳥大医学部附属病院から推薦依頼がきている。岡本会長と吉中理事を推薦することとした。

14. 鳥取県国保連合会 介護給付費審査委員会委員の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。引き続き、杉山長毅先生と神谷剛先生を推薦することとした。

15. 鳥取県後期高齢者医療審査会委員の推薦について

吉田理事を推薦することとした。

16. 「厚生労働省第三次試案」に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会の出席について

4月24日（木）午後2時から日医会館において

開催される。野島副会長と井庭理事が出席することとした。

17. 名義後援について

「シンポジウム—発達障害の理解と支援のために—医療従事者の方々を中心に—（8／24）—」
「全国認知症グループホーム大会2008フォーラム in鳥取（5／17-18）」
「認知症を治すケア研究会 inとっとり（8／30-31）」をそれぞれ了承することとした。

18. 日医生涯教育講演会の認定申請の承認について

地区医師会などから申請の出ている講演会について協議の結果、何れも適当として認定することとした。

[午後5時30分閉会]

[署名人] 宮崎 博実 印

[署名人] 神鳥 高世 印



学校医活動のやり易い環境整備を… ＝平成20年度学校医部会運営委員会＝

- 日 時 平成20年 4 月24日（木） 午後 4 時～午後 6 時20分
■ 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
■ 出席者 笠木委員長、天野副委員長
神鳥・明穂・石谷・松浦・妹尾・瀬口・中尾委員
岡本会長

挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

どうすれば学校の中で必要とされる医師を提供できるか、ということが県医師会としては大きな問題であり、学校医にはなるべく学校の現場にお出かけ頂き、ご指導願いたいという方針で委員会を運営し、定着してきたと認識している。

そのような中、年 2 回研修会を開催し、医師が考えている医療と学校現場が必要とする知識が相互に浸透していくことをねらっている。

鳥取県学校保健会にも会長として出ているが中々難しいことが多い。県教育委員会も個人としては良い方ばかりだが、組織となると固いところがあって難しいものもある。市町村立の学校に関しては、県教委では関与できる範囲に限りがあるようだが、今後はなるべく県とか市町村の枠を取り払って、教育委員会と医師会、即ち医療を提供する団体と子どもたちの教育を担う部署が一緒になって、児童生徒にとって必要なものを提供していくシステムを作っていくのが本来の姿だと思うし、最近はそのように進んでいると自負している。

〈笠木委員長〉

今期より委員長に就任した。

学校保健は地域医療そのものだと思っている。

主体は内科系の学校医がならないといけないだろうが、全科の医師に協力して頂き、更に地域の医師全員が参加して支援すべき活動ではないかと思っている。学校医の職務は、以前は健診のみで終わることが多かったが、数年以前より健康教育にも力を入れないといけないということが日医をはじめとして言われている。

この委員会としてすべきことは、学校医の質を高め、それを担保しながら、学校現場においてそれなりの発言力を持っていくことだと考える。学校医一人の力だけでは学校現場は動かしにくい。学校医活動をしやすい環境作りをしていくのもこの委員会の役目であると考えている。

地区医師会と市町村教育委員会とのかかわりは地区ごとに温度差があるようだが、学校医がやり易い環境づくりをしていくために、県医師会と県教委さらに地区医師会と市町村教委とがうまく連動し、話し合いを続けていかなければいけない。そのためにも、委員の先生方のご意見を伺いながらできるところから進めて行きたい。

報 告

1. 平成19年度学校医部会事業報告

〈天野副委員長〉

学校医部会運営委員会（19.5.10）、学校医・学校保健研修会（19.9.9・20.2.17）、鳥取県医師

会・鳥取県教育委員会連絡協議会（19.10.25）の開催。中国地区学校医大会及び中国四国学校保健担当理事連絡会議（19.8.26岡山県）、第38回全国学校保健・学校医大会（19.11.10香川県）への参加。鳥取県教育委員会の行う健康相談活動支援事業、学校・地域保健連携推進事業への協力として講師を推薦したこと等、報告。

2. 20.2.23 平成19年度日医学校医講習会出席報告〈笠木委員長〉

講演3題（1）「最近の学校健康教育行政の課題について」岡田就将・文科省、（2）「特別支援教育と今後の課題」坂本祐之輔・埼玉県東松山市長、（3）「小児の生活習慣病の予防」岡田知雄・日大医学部が行われた後、シンポジウム；「学校におけるアレルギー疾患の管理と支援～今後の具体的取り組みの方向を探る～」では、小児アレルギー科医、皮膚科医、眼科医、耳鼻咽喉科医のそれぞれの立場から講演があり、その後、総合討議が行われた。（報告内容は、鳥取県医師会報633号へ掲載）

3. 20.2.24 平成19年度日医母子保健講習会出席報告〈笠木委員長〉

「子ども支援日本医師会宣言の実現を目指して―2」をメインテーマに開催された。当日は、強風の影響による交通機関の乱れから、当初の予定順序を大幅に変更して行われた。

午前は、講演「子どもの脳を守る」山崎麻美・大阪医療センターが、午後は、「母子の心の健康を求めて」をテーマとした4名のシンポジストによるシンポジウムと講演「医学・医療の品格」久道 茂・宮城県対がん協会が行われた。（報告内容は、鳥取県医師会報633号へ掲載）

4. 平成20年度子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業について〈事務局〉

平成16年度から3年間のモデル事業で、19年度も継続となった「学校・地域保健連携推進事業」

が20年度から上記の事業に変わる事となった。

事業推進に当たり、これまで産婦人科医・精神科医・小児科医・呼吸器科医等・泌尿器科医・整形外科医などの専門医を推薦してきたが、本会より推薦した医師への依頼が少ないことから、20年度上記事業への移行後は事前に専門医の推薦は行わず、県教委の依頼に応じて対応することとした。

協 議

1. 本年度本会が行う研修会の開催について

〈期日・テーマ・講師等〉

- ・現在、年2回（中1回は、鳥取県学校保健会と共催）開催している。
- ・期日は、これまでと同様に9月頃と2月頃に開催する。
- ・テーマの候補として、産婦人科・精神科・アレルギー疾患などが上げられた。
- ・教育委員会からの伝達や意見交換する時間があったとしてもよいのではないかと意見もあった。

2. 平成20年度中国地区学校医大会の研究発表及び出席者について

〈20.8.24鳥根県医師会担当〉

研究発表については担当理事一任とする。地区医師会からもご出席頂きたい。

3. 平成20年度中国四国学校保健担当理事連絡会議の出席者及び提出議題について

〈20.8.24鳥根県医師会担当〉

提出議題を後日事務局へご連絡頂きたい。なお、運営委員より議題の提出があれば、出された委員にもご出席頂く。

4. 平成20年度鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会の日程と提出議題について

提出議題を後日事務局へご連絡頂きたい。

なお、市町村立の学校に対する意見要望を県教委を通じて発信するのは難しいので、是非こういった会（市町村教育委員会との連絡協議会等）を

地区医師会においても設置して頂きたい。

(参考) 地区医師会における類似の会としては次のようなものがある。

東部；学校保健懇談委員会

鳥取県東部地区首長および教育長との懇談会＝協議内容には学校保健関連以外も含まれる

中部；鳥取県中部地区乳幼児保健協議会

西部；鳥取県西部保育所・幼稚園嘱託医と施設長との懇談会

5. 新任学校医へのオリエンテーション開催(案)について

本会が行う研修会の当日等に、希望者に対しオリエンテーションを行うこととする。出来ればその際、新任の養護教諭にも入って頂きたいとの意見もあった。

6. 学校における運動器健診について

以前より話題に上り、今年度の中四国医師会連合総会の分科会でも議題として出されている。予算措置も必要になってくるが、医師の配置など、具体的なことについて本県においても今後検討していきたい。

7. 平成20年度全国学校保健・学校医大会について〈20.11.8新潟県医師会担当〉

できるだけご参加頂きたい。

8. 日医学校医講習会と地区医師会での伝達講習会について

例年2月に開催される日医の「学校医講習会」にご参加いただき、地区医師会において必ず伝達講習会をお願いしたい。

9. 「学校医の職務」下敷版作製(案)について

引き続き検討する。

10. 新規学校医・園医・保育所嘱託医の推薦にあたって

次の事項を確認した。

- ・年齢は原則として、70歳未満とする。
- ・できるだけ、鳥取県医師会学校医部会員であること。非部会員については、入会勧奨をして頂く。
- ・小中学校・幼稚園・保育園の校医・園医・嘱託医に関してはこれまでどおり地区医師会へ一任する。但し、異動の状況は県医師会へご報告頂く。
- ・高等学校及び県立校の学校医については、従来通り県医師会へ推薦依頼されるよう申し入れ済み。

11. その他

(1) 認定学校医(仮称)について〈意見〉

- ・引き続き検討していく。認定学校医制度は現在の学校医を束縛する制度であってはならず、これからの学校医を育てるための制度と理解。
- ・研修会や協議を重ねていき、機が熟せば本県単独で発足してもよい。
- ・学校医としての旨みがなければ、理解が得られにくい。

(2) 小児メタボリック症候群の対策について〈意見〉

- ・平成19年度第2回研修会で「問題提起」として取上げた。今後も引き続き検討していく。
- ・文科省の指示がない状況では腹囲の測定はできない、という学校側の意見もある。「前例がない」とのハードルもある。
- ・いじめに繋がるのではないかとといった危惧の声があり、理論武装をしておく必要がある。
- ・各学校だけでなく、市町村教育委員会との協議等も必要である。
- ・モデル的に始めて、実施する学校が増えていけば実績として理解が得られるのではないか。

(3) 県医の学校医メーリングリストについて
・運営委員は全員加わって頂きたい。

・学校医の先生方にも是非加わって頂き、有効利用して頂きたい。

対外広報強化のための取り組み、 読んでもらえる会報作りについて検討を行う！ ＝「広報委員会」「会報編集委員会」合同委員会＝

- 日 時 平成20年4月24日（木） 午後6時30分～午後8時30分
■ 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
■ 出席者 〈県医師会〉岡本会長、宮崎常任理事
〈広報委員会〉神鳥委員長
渡辺・吉中・米川・大津・小林・石津・岩本各委員
〈会報編集委員会〉神鳥・渡辺・天野・山家・秋藤・中安・山口各委員

挨 拶

〈岡本会長〉

広報誌である鳥取県医師会報をどのようにしたら会員に読んでいただけるようになるかということが非常に大切な問題である。また、日本医師会もメディアを使った広報に力を入れており、本県としても同じ方向で取り組んでいこうと考えているが、まだ実現化していない。広報には相当な費用が必要であるため、その点も十分考えながら地に足の付いた取り組みをしていきたいと思う。委員の皆様の英知をいただきながら進めていきたい。

〈神鳥委員長〉

メディアを使った広報が弱く、実現できていない。鳥取県医師会報は出来るだけ読みやすい会報にしたいと思い、見出しの工夫をしている。手にとって読んでいただくために速報性、話題性に気を付けていきたい。

報 告

1. 平成19年度広報関係事業報告〈神鳥委員長〉

平成19年度の広報関係事業（県医師会報、広報委員会・会報編集委員会、鳥取県医師会メーリングリスト、鳥取県医師会ホームページ、対外広報、映画「SiCKO」上映会）について神鳥委員長より報告があった。

2. 都道府県医師会広報担当理事連絡協議会出席報告〈神鳥委員長〉

昨年11月15日（木）に日本医師会館で開催された都道府県医師会広報担当理事連絡協議会について神鳥委員長より報告があった。日医が作成したTV-CMや新聞の意見広告によって日医のイメージアップに繋がっており、現在新たなTV-CMを放映している。

新しいTV-CMもトーンを落とした落ち着いた感じで好感が持てるなどの意見が各委員からあった。

1. 対内、対外広報の取り組みについて

1) 現在の取り組みについて

「鳥取県医師会公開健康講座」については、昨年度より県立図書館が講演内容に関連した書籍を持参し貸出業務を行っており、本年度も同様に行われる。なお、昨年度、NHKの依頼により公開講座講師に「番組：とっとり暮らしの情報便」に出演して頂いていたが1年間で終了した。平成20年度の倉吉、米子への出前講座の時は、地区の広報委員の先生方に講師とテーマを推薦していただく予定にしている。

「健康フォーラム」は、平成20年9月27日（土）に湯梨浜町「ハワイアロハホール」で京都大学大学院人間・環境学研究科教授学術博士、森谷敏夫先生を講師に迎えて行う。

また、県民からの質問が少なく、記事の作成に苦慮している日本海新聞「健康なんでも相談室・鳥取県医師会Q&A」の質問作成について検討を行い、各委員にも日常診療で患者さんから聞かれる質問や医療に関連した話題等をお寄せいただくこととなった。

2) 現在の取り組みについて

山口県医師会が地元報道機関と取り組んでいる「山口県報道懇話会との懇談会」を参考として、本県としても報道関係者との懇談会を新たな対外広報の取り組みとして早期に実施することとなった。初会合では医師会の取り組み説明から始まり、なるべく焦点を絞ったコンパクトな運営を心掛ける。

また、県民向けの広報紙（かわら版）を作成し、書店のカウンターや医療機関の窓口、公民館などに置き、県民へ医師会や医療制度等の説明など行う取り組みや、一昨年度の都道府県医師会広報担当理事連絡協議会で報告があった福岡県医師会の

医療モニター制度「メディパチャ」を参考にモニターを募集し一般県民の意見を聴取するなどの取り組みについて検討を行った。

2. 鳥取県医師会報について

1) 読者アンケートについて

以前行ったアンケート項目を基に、リニューアルした表紙についての設問と会報を読まれない方にその理由を記載していただく設問を設けることとした。

2) 鳥取県医師会報編集方針について

①編集当番の順番

神鳥、渡辺、天野、山家、秋藤、中安、山口各委員の順番で編集を行うこととなった。

②内容

現在、鳥取県医師会報に掲載している項目について検討を行った結果、すべての項目とも現在の取扱いのままとする。その他には、地区医師会報に掲載された秀作を転載する、若い勤務医や研修医の意見や不満、女性医師のコーナー、審査員からの話、診療内容や医院での工夫、薬の使い方についての投稿など新しいコーナーを今後検討し、可能なものから設けることとした。

3) 「特集」について

「特集」については、現在までに女性医師に関するものを取り扱っただけである。今後も「度重なる保険医登録取り消しを憂える～不正請求は何故起こるのか～」 「レセプト・オンライン化を考える」 「検証：後期高齢者医療制度・特定健診・特定保健指導」など（いずれも仮題（案））タイムリーな話題を「特集」として掲載することとし、神鳥委員長、渡辺・天野・吉中各委員を中心に企画チームを編成して取り組んでいくこととなった。

平成20年度産業医研修会の開催基本方針等について協議 ＝鳥取県医師会産業医部会運営委員会＝

- 日 時 平成20年5月1日（木） 午後4時～午後5時40分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 〈鳥取県医師会〉
岡本会長
〈産業医部会運営委員会〉
岸本委員長、宮崎副委員長
富長・渡辺・吉中・吉田・黒沢・森・杉山・大石・湯川・山本各委員
〈鳥取労働局安全衛生課〉
澤川課長、西山課長補佐
〈鳥取産業保健推進センター〉
川崎所長、仲浜副所長、石井業務課長

挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

以前、本委員会は「産業医部会」としていたが、あまりにも幅広いため、2年前より「産業医部会運営委員会」という名称に変更した。

特に産業医の研修をきちんとしようという方針のもとに出来た委員会であり、その間、鳥取産業保健推進センターが開所され、二人三脚での研修と事業の推進など、段々と良い方向に進みつつある。

そして、この会の一番特徴的なのは、大学教授お二人が委員であり、岸本教授には委員長をお願いして、労働安全をはじめ、様々な分野を教えていただいている。

一方、鳥取労働局にはいつもお世話になっておりますこと、この場を借りて御礼を申し上げます。

本日ご出席の皆様方にご意見を承りながら進んでいきたいと思いますので、活発な議論をよろしくお願い致します。

〈岸本委員長〉

本委員会は、先程、岡本会長が言われたように、主に日常の産業医活動に役立つべくいろいろなテーマに関し、研修会を軸として研鑽を深めることが大きな目的となっている。

鳥取県では、全国的にもそうであるが、働いている方々の健康の課題の代表は生活習慣病である。その背景として挙げられるのは、ストレス、過重労働、いろいろな生活の変化があり、そして何よりも労働の中身がかなり変わってきていることである。また、最近は、メンタルヘルス不全に関してどこの企業でも悩んでいるのが現状である。

何とかしなければいけないことが山積しているが、鳥取県において、このような課題に対し、本当に立ち向かえるのは、ここに参加されている先生方を中心とした産業医の先生方となる。そういう意味で、この会は鳥取県における産業保健活動にとって極めて重要な会である。

本日は、研修の中身を充実するように忌憚のないご意見をいただき、鳥取県の産業保健活動を活性化するために活発な議論をお願いしたい。

1. 平成19年度事業報告について

平成19年度に本会産業医部会が実施した主な事業（日医認定産業医数373名、産業医部会運営委員会の開催、産業医研修会の開催、鳥取県産業保健協議会の開催等）について、資料をもとに吉田委員から報告があった。

なお、事業の詳細については、会務報告に掲載している。

2. 平成20年度事業計画（案）について

平成20年度に実施する産業医研修会の開催基本方針について協議した結果、「健康管理」は県医師会が主催する産業医研修会で、「職場巡視」「作業環境管理」「作業管理」は鳥取産業保健推進センターが主催する研修会で対応することとした。具体的には、下記のとおり実施する。

- （1）これから日医認定産業医の取得を目指している医師のための『基礎・前期研修』を8月3日（日）にホテルセントパレス倉吉において鳥取産業保健推進センターとの共催で開催する。
- （2）例年開催している日医認定産業医の取得を目指している医師のための『基礎研修（実地・後期）』と更新を迎える医師のための『生涯研修（更新・実地・専門）』を合同で、基本テーマを「労働安全衛生法（快適職場・喫煙対策を含む）」「メンタルヘルス対策」「メタボリックシンドローム対策」「腰痛予防対策」「感染症」とし、東・中・西部各地区において開催する。なお、第1回目は、平成20年7月13日（日）午後1時から県医師会館において開催する。
- （3）実地研修（職場巡視）は、鳥取産業保健推進センター主催で開催されるものを、日医認定産業医制度指定研修会『基礎（実地）&生涯（実地）』として申請する。なお、研修内容等については県医師会と相談する。
- （4）「日医 産業保健活動推進全国会議」「鳥取県産業保健協議会（10／9）」「鳥取県産業安全

衛生大会（7／3）」に関係諸団体と共催で開催し、参画する。

3. 鳥取産業保健推進センター主催の研修会について

平成20年度は、平成19年度と同様に鳥取県医師会と日程等を調整のうえ、医師会の研修を補完する形で、「職場巡視」「保護具の取扱い・作業環境測定」「母性健康管理」等についての研修会を開催する予定である。日程が決まり次第、産業医部会会員には案内をする。

その他、改正産業医共同選任事業の概要について説明があった。今後は、労働局と協力しながら小規模事業場にPRを図っていく。最終的には3年間の助成期間が終了した後も助成対象事業場リストを労働局、監督署に提供し、産業医契約の継続に向け働きかけを行っていく。

4. その他

＊鳥取労働局より、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目の改正～平成20年4月1日施行～」と「地域産業保健センターのご案内～小規模事業場の事業者と労働者の皆様へ～」の内容について説明があった。主な点は、下記のとおりである。

○健康診断項目の追加・変更

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の項目が、下記のとおり追加・変更される。

なお、4月より医療保険者に義務づけられた特定健診等について、労働安全衛生法で実施した健診は、医療保険者にデータがいくこととなる。

①腹囲の検査を追加

②血中脂質検査のうち、血清総コレステロールを低比重リポ蛋白（LDL）コレステロールに変更

○健康診断項目の省略基準の策定と変更

①腹囲の検査の省略基準を策定

②尿糖の検査の省略基準を削除し、必須化

○長時間労働者への医師による面接指導が小規模事業場においても義務づけられる

面接指導は、労働者50人以上の事業場については平成18年4月1日より義務づけられているが、労働者数50人未満の小規模事業場においても、平成20年4月1日より適用されるので、地域産業保健センターを活用するなどして、面接指導又は面接指導に準ずる必要な措置を講ずるようにする。

なお、長時間労働者への医師による面接指導制度については、下記のHPに「長時間労働者への面接指導マニュアル」が掲載されているので、これを利用し、一定の取り扱いで面接指導をすすめていただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/kanren-pamph.html>

○長時間労働者の地域産業保健センターにおける面接について

相談を希望する長時間労働者に地域産業保健センターで面接を行った後は、相談者に対し、事後措置を指導しなければいけない。ただし、面接指導の意見書の中に措置期間を記

入する項目があり、相談者にうつ傾向が感じられた場合、例えば3ヶ月後に再度地域産業保健センターに相談に来るよう指導しても、実際はほとんど来ないのが実態である。また、産業保健推進センターにはメンタルヘルスの相談日が設けられているが、こちらの方は、労働者に直接面接を行うより、むしろ事業主、労務担当者等への助言を行うことを主目的としている。

さらに、地域産業保健センターへメンタルヘルス関連の問題を抱えて相談に来られる場合、精神科の治療が必要なケースが多い現実を踏まえると、その相談者を紹介するために精神科の医療機関名簿を作成してはどうか、という提案があった。具体的には、鳥取産業保健推進センターを中心に鳥取県医師会と協力しながら名簿の作成を進めていくこととなった。

*就労者のメンタルヘルス対策を具体的に実施している企業は少ないようである。今後は、益々重要になってくるので、医師会としてその方策を検討していくこととした。

第三次試案は最終案になるのか

＝「厚生労働省第三次試案」に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会＝

理事 井庭 信 幸

■ 日 時 平成20年4月24日（木） 午後2時～午後4時10分
■ 場 所 日本医師会館小講堂
■ 出席者 野島副会長、井庭理事、事務局：岡本係長

挨拶（要旨）

〈唐澤会長〉

本日は悪天候で足元の悪いなか、しかも急遽性

急な案内にも関わりもせず、ご多忙のところ参集いただき、心から御礼を申し上げる。

現在、医師法第21条に基づき、日常の診療行為のなかで起こる予期せぬ診療関連死は警察へ届け

出ることから始まり、刑事訴追という誤った方向にある。日医はこの誤った制度を改めるために、警察の他に第三者機関である医療安全調査委員会に届け出て、医療の専門家である医師が中心である調査委員会の原因究明を行い、再発予防策をたて、現在の刑事罰である制裁型の仕組みを改め、医療安全に資する制度にかえることを目指して議論、検討を行ってきた。

昨年12月に考案された、新たな死因究明制度に関する厚労省第二次試案は、不確実かつ不十分であり、皆様から様々な問題点を指摘されたため、その問題点を解決するために厚労省の検討会だけでなく、厚労省並びに法務省、警察庁との度重なる議論を行ってきた。その討議を受けて4月13日、厚労省より公表された第三次試案で制度の運用が一層明確になった。そこで第三次試案に対して全国の会員にご意見を伺い、一層のご理解を得た上で具体化したいと考えている。

先般、第三次試案に基づいた制度に関するアンケートをお願いした。本日の協議会では、そのアンケート結果を踏まえ、質疑応答を行うが、日医としては皆様のご意見を拝聴し、第三次試案に関する共通の認識に向け、議論を尽くしていただき、制度化について一層ご理解を深め、統一見解が図られることを期待する。

第三次試案に関するアンケート結果報告

1. 第三次試案に基づき制度を創設すべき：36件 (36/47 76.6%)
2. 第三次試案に基づき制度を創設すべきでない：7件 (7/47 14.9%)
3. その他：4件 (4/47 8.5%)

1. 第三次試案に基づき制度を創設すべきと回答した医師会の主な意見

- a 期限の設定が必要
- b 中小病院・診療所の院内調査委員会は大病院に比べ、中立的判断が難しい。
- c 複数の医療機関が関係している事例では届け

出はどうするのか。

- d 医療事故が発生した場合、医療機関や遺族が直接警察署に届け出るのは大反対。医療安全委員会を通すのが適切と考える。
- e 「警察や検察はこの委員会の調査結果を尊重して謙抑的に対処する」とあるが楽観的に過ぎないのではないか。
- f 重大な過失の定義が問題。軽度な過失が処罰されない保証はない。刑事司法が死因究明制度のお墨付きを得て暴走する恐れはないのか。
- g 調査報告書は刑事訴追法に基づく裁判所の令状による場合を除き捜査機関に提出しないとの方針は最善の判断ではないか。
- h 厚生労働省の指導という形での医療現場への過度の介入を防ぐ対策を取ってほしい。
- i 遺族が直接警察に告訴した場合でも、警察は医療安全委員会にお伺いを立てて、医学的調査依頼をするのか。
- j 医師法21条改正はできないのか。
- k 委員の構成で「患者の立場を代表する者」ではなく「有識者」となり前進した。
- l 所属場所は厚生労働省内では委員会の中立性は担保されないのでは。
- m 地方委員会による報告書の結果が警察の捜査に優先し、また窓口を一本化した内容になっている点を評価する。
- n 検察審査会の審査においても医療安全委員会の報告が謙抑的に働くと考えてよいのか。

【全体論】

○第三次試案で妥協せざるをえない。

○当法律が、医療事故発生時に医療側を保護するためのものでないことを広く理解を求めるべきである。

2. 第三次試案に基づき制度を創設すべきでないと回答した医師会の主な意見

- a 故意や明らかな過失による死亡事例は死亡原

因が明らかであり原因究明と再発防止を目的とする調査委員会が扱う必要はなく、従来通り、司法の手に委ねられるべきである。

- b 範囲②の医療を行った後に死亡することを予期していたとはどういうことか、明確に理解できない。
- c 「警察や検察はこの委員会の調査結果を尊重して謙抑的に対処する」と言うが担保されている確証がない。
- d 重大な過失が曖昧である。定義を明確にすべきである。
- e 調査報告書は早期の遺族の救済につながることを期待すると明記されている。これは医療安全の立場より医師の責任を追及し、そうしなければ早期解決は望めないとの考えで本制度が作られているのではないか。
- f 医師法21条で医療関連死を除く項目を規定すべきである。
- g 医療安全調査委員会の設置場所を明確にせよ。運輸安全委員会と同じように、政府から離れた外局として行政の外に置かれるべきである。

【全体論】

- 第二次試案で問題になった追訴への対策に主眼が置かれているようで、問題は解決していない。厚生労働省主導で責任追及のための調査機関の創設ではないか。
- 委員会で調査中に患者家族が警察に告訴した場合、警察は捜査を始めるのではないか。警察と委員会の関係を明確にした試案が望ましい。
- 診療関連死と最も関係の深い救急医療や入院医療に直接携わる医師に十分周知説明する必要がある。
- 重大な過失の意味が曖昧

3. その他と回答した医師会の主な意見

- a 全ての症例を届け出ることにならないか。
- b 「医療従事者等の医療関係者が、地方委員会

からの質問に答えることを強制されない」とあるが、この場合答えることを拒否した者に制裁が及ぶことはないのか。

- c 悪質な事例・重大な過失の定義に問題が残る。
- d 「報告書は原則刑事手続きに利用されない」という文章をいれ、但し「故意または怠慢、カルテの改竄など悪質な事例はこの限りでない」とする。
- e 患者遺族が警察へいきなり告訴しないように法的枠組みを整備し、まずは委員会で調査すべきである。
- f 患者遺族からの訴えに対して、本委員会に必ず廻され、捜査機関介入が回避されるという法的担保が明確でない。
- g 委員会設置場所は厚生労働省のでなく、例えば医療機能評価機構の中がよい。
- h 3年間の時限立法として見直しを行うべきである。
- i 個人の責任ではなく、システムエラーの補正を強調しているが、現場の責任追及で終わる危険をもっている。制度的なものに踏み込まないと意味がないが、そこまで踏み込めるのか。

木下常任理事より、上記の疑義に対し懇切丁寧な説明があった。説明不足・認識不足が双方にあったが、第三次試案に賛成意見が多かった。

今後はさらに細部にわたり検討し、完成度の高いものにして法案化を目指したいとの意向が示された。

【まとめ】

1. 厚生労働省・法務省・警察庁の合意のもとに調査委員会による調査を優先する内容の第三次試案には約8割の賛成。
2. 医師法21条の改正は困難であるが、本法案は但し書になるだろう。
3. 調査委員会は厚生労働省内が妥当ではないか。

4. アンケート結果を踏まえ、日本医師会の公式見解を早急にまとめる。

総括（要旨）

〈竹嶋副会長〉

最初から最後まで本当に熱心なご協議に感謝申し上げます。大変難しい問題であるが、木下常任理事が言ったように、一つの流れがあり、そのなかでどう遣われてどう割り当てるかということが大

切である。

本会としても大変関心をもち、毎週3回くらい参集して議論している。了解しているということは、始めから後まで知っているということで、このところは活字に出来るところと出来ないところがある。

開業医、勤務医に関係なく、皆が一丸となって不十分なところを支えあっていこうというのが我々の考えであり、ご理解をいただきたい。

会員の栄誉



旭日双光章

米本哲人先生（鳥取市）

米本哲人先生には、保健衛生功労者としてのご功績により4月29日受章されました。

元来、自分の事には非常に照れ屋の私が春の叙勲を受章し、大いに面映く、お礼の言葉も意を尽くせず、甚だ「様」になっていません。

約30年の医師会活動では県医師会館、東部看護学校の建設、各種がん検診の運営、東部代議員選挙の確立などが思い出されます。これらは全て会員皆様のご協力の賜物であり、皆様の代表としての受章です。有難う御座いました。今後は「ほどよい度合」の「いいかげんな」医師を目指す考えです。宜しく申し上げます。

詳説 「鳥取県地域ケア体制整備構想」について（１）

常任理事 渡 辺 憲

本年４月から後期高齢者医療制度が始まりましたが、多くの問題点が指摘されております。もともとこの制度は、財源論はさておき、多様な疾病、病態を併せ持つ後期高齢者の心身の特性に合わせて保健（疾病予防）、医療、福祉（介護）を切れ目なしに提供してゆくことを目指したものです。一部、廃止論も出ておりますが、高齢者が安心して元気に地域で生活ができるよう、制度を修正しブラッシュアップしてゆくことが望まれます。

さて、本年３月には鳥取県福祉保健部より「鳥取県地域ケア体制整備構想」が発表されました。これは、後期高齢者医療制度、介護保険制度とも密接に関連しながら、これからの鳥取県の高齢者保健・医療・福祉施策の基本指針となる重要な構想です。すなわち、今後進められる療養病床の再編成の見通しを示すとともに、将来的なニーズや社会資源の状況に即した今後の地域ケア体制の在るべき姿を明らかにすることを目的として作成されております。

本号では、療養病床再編計画を除く前半部分を紹介します。

第１ 地域ケア体制の在り方及び療養病床の再編成に関する基本方針

１ 基本方針

- 高齢者が尊厳ある暮らしを送り続けるためには、自分の能力を活かしながら、自己決定権を持つて主体的に生活を送ることが必要である。
- 住み慣れた地域での生活を継続させるため、地域ケア体制の整備を通じて高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう支援する。
- 社会保障制度を持続可能なものとするため、限られた社会資源を有効に活用するなど制度の効率化や医療・介護給付費の適正化に向けた取組を進める。

２ 地域ケア体制整備構想策定に当たっての基本理念

- 既に高齢化の進展した本県において地域を支えるためには、行政や地域住民を含めたあらゆる関係者が地域ケアの必要性を十分に認識し、総力戦で対処していくことが必要である。
- 地域ケア体制の利用者でもあり担い手でもある住民活動を支援するとともに、高齢者ができる限り自分の能力を活かして生活を送ることができるような取組を広げてゆく。

３ 療養病床の再編成に関する基本姿勢

- 医療依存度の低い高齢者を在宅や他の介護保険施設等で受け止めていくことで、①高齢者本人の尊厳ある暮らしの確保、②医療給付費の適正化、③医師、看護師等のマンパワーの適正配置、といった効果が期待される。
- 療養病床は、医療依存度の高い慢性期の患者の受入れ機能のほか、リハビリテーションの提供、在宅の高齢者の急変時の受入れなど、地域の実情に応じて様々な役割を果たしている。このため本県では、療養病床について、医療依存度のみならず地域の特性やニーズ等を考慮して再編の見通し

を作成する。

- 本構想で示した再編の見通しを一つの道標としつつ、個別の医療機関や市町村等を始め、福祉関係者や地域住民を含めた幅広い層の合意と理解を得ながら、療養病床を必要とする人々やその家族に不安を与えることのないよう再編成を円滑に進める。

第2 地域ケア体制整備構想策定に当たっての関係計画との調和

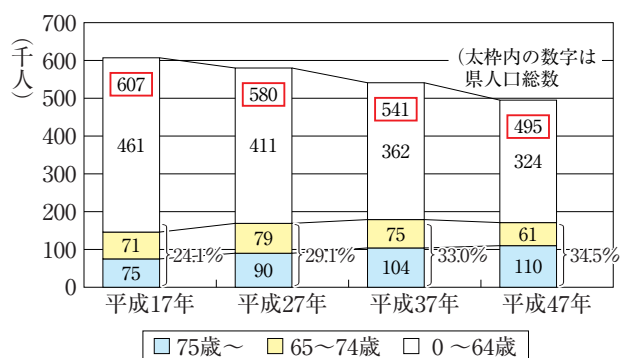
本構想は、鳥取県保健医療計画、鳥取県医療費適正化計画等の諸計画と調和を保つものとして策定する。また、本構想をベースとして、今後の介護保険施設への転換や地域の受け皿整備を織り込んだ第4期介護保険事業（支援）計画（平成21～23年度）を作成する。

第3 地域ケア体制の将来像

1 平成47年に向けた10年ごとの高齢者の介護サービス、見守りサービス等の需要等の見通し

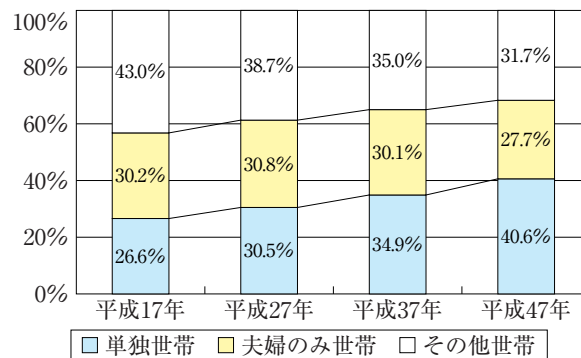
- 本県は既に高齢化が進展しており、今後人口が減少する中で、平成37年以降の高齢者人口の総数は横ばいで推移するとともに75歳以上の後期高齢者の割合が増加する見込みである。
- 高齢者の家族類型は、単独世帯及び夫婦のみ世帯の割合が増加し、平成47年には全体の7割近くに達する見込みである。
- 要介護（支援）認定者数は着実に増加し、その約4分の1は要介護4～5の重度者である。また、認定者数の増加や家族類型の変化に伴い見守りを要する者も増加傾向にある。
- 施設・居住系サービスのニーズと供給の見通しを比較すると、本県の整備方針に沿った「平成26年の整備量で固定した場合の供給の見通し」に対して、「地域ケアがある程度進んだ場合のニーズ」がほぼ均衡しており、これに療養病床の再編による転換分を見込むことで今後の需給バランスが確保されるものと考えられる。

鳥取県の将来推計人口



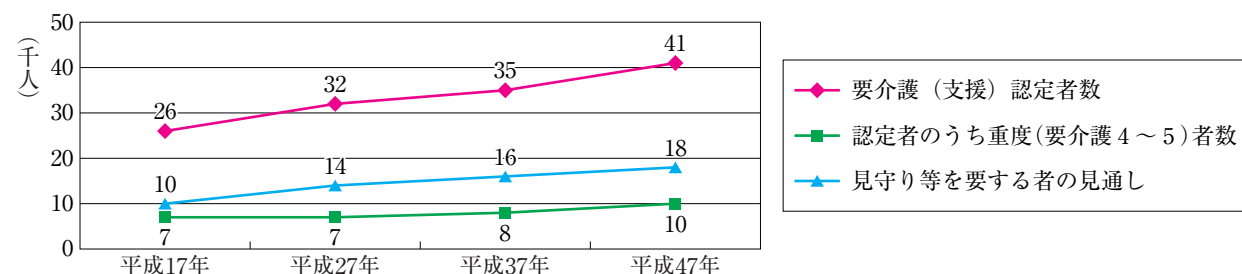
（国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」を基に作成）

鳥取県の65歳以上世帯主の家族類型



（国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計平成17年8月推計」等を基に作成）

要介護（支援）認定者数と見守り等を要する者等の見通し



2 地域ケア体制の望ましい将来像

- (1) 在宅生活を安心して過ごせるための介護・医療サービスの確保
 - 地域において24時間応対できる医療・看護の体制
 - 退院後においても、日常生活に必要な機能を維持・回復させるためのリハビリテーション提供体制
 - 急変時等における地域の拠点病院への入院等のバックアップ機能
- (2) 関係機関相互の連携体制、相談支援体制づくり
 - 学校、警察、消防、企業、非営利団体等地域の幅広い関係機関によるネットワーク形成
 - 高齢者の状況に応じて必要な社会資源の提供をコーディネートする「交通整理」役を担う機関
 - 法律、経済、医療、福祉、家族関係等の悩みについて、ワンストップで気軽に相談できる体制
- (3) 介護が必要になっても住み続けられる「住まい」の場の確保
 - 自分の家に住み続けることを基本としつつ、ADL（日常生活自立度）が低下した場合でも地域の中にケア付き住まいを確保
- (4) 地域のインフォーマルサービス（草の根活動）による「見守り」支援
 - 安否確認、食事の援助、緊急時の体制確保などの「見守り」支援
 - 行政サービスとインフォーマルサービスにより、個別利用者のニーズに応じた「見守り」支援
 - 認知症に関する地域住民の理解を深め、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援
- (5) 関係施策の総合的な推進を通じた共生型のまちづくり
 - バリアフリーのまちづくり・徒歩移動可能な日中活動拠点が身近に存在する生活圏域づくり
 - 公共交通機関や介護タクシー等の気軽に利用できる交通手段の確保
 - 社会資源を有効に活用するため、高齢者、障害者、子どもの縦割りの施策体系の変革

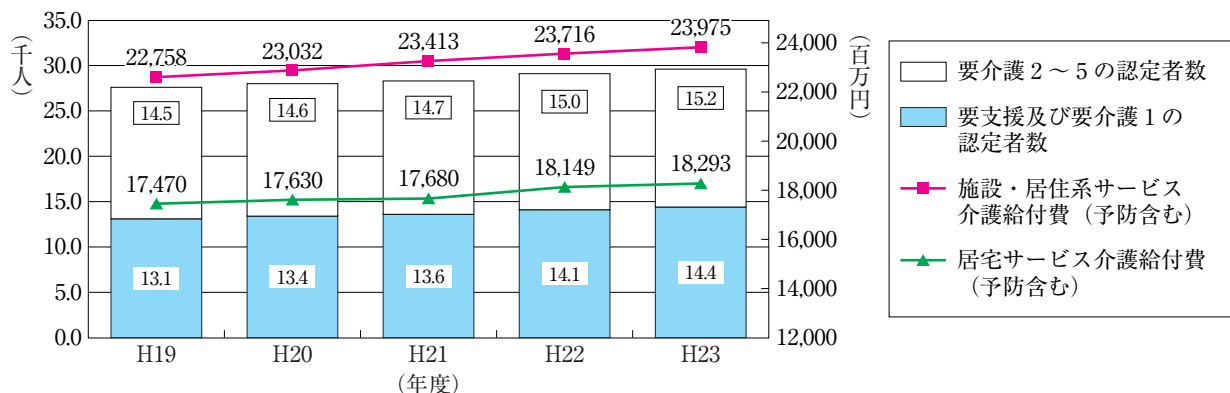
第4 平成23年度までの介護サービス等の必要量の見込みと今後の取組方策

1 平成23年度までの各年度の介護サービス等の必要量の見込み

要介護・要支援認定者数及び介護給付費の見込み

- 要支援及び要介護1の認定者数と要介護2～5の認定者数がそれぞれ増加していくことに伴い、居宅サービス及び施設・居住系サービスとも年々介護給付費の増加が見込まれる。

要介護・要支援認定者数及び介護給付費（予防含む）の見込み



2 平成23年度までの施策の方向性

(1) 在宅生活を安心して過ごせるための介護・医療サービスの確保

- 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの質的、量的確保など在宅医療の充実と医療機関と福祉サービスを行う機関を含めた医療連携体制の充実
- 介護職の待遇の改善・人材確保を図るための研修の実施や、見直しの必要な事項について国へ要望
- 安心して暮らせる地域をつくるため、医療と福祉の連携を図り地域リハビリテーションを推進

(2) 関係機関相互の連携体制、相談支援体制づくり

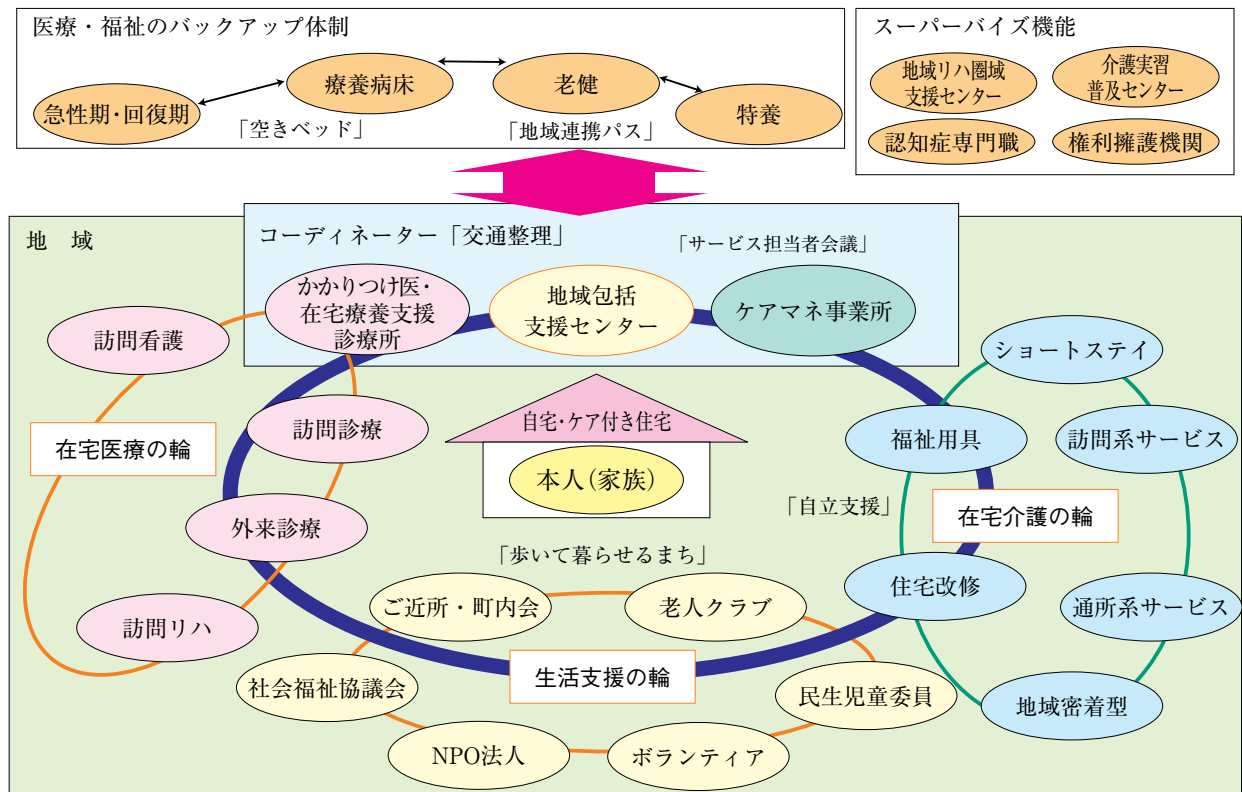
〔地域包括支援センターの機能向上〕

- 各地域包括支援センターにおいて、地域の関係者のネットワーク化や、高齢者の相談ニーズにワンストップで対応できる役割の確立
- 県は、地域包括支援センターが課題を共有し、改善策を相互に議論できるため連携体制を確立するなど、「交通整理」役としての機能向上を図るための支援

〔地域連携と多職種協働の仕組みづくり〕

- 退院前の医療機関の医師等や地域のかかりつけ医がケア会議に積極的に参加できる取組

これからの地域ケア体制の姿（イメージ）



(※) 市町村は地域包括支援センターと一体的に、地域の関係者と連携を図り、地域ニーズの具現化を図る。
県（本庁、福祉保健局）は地域ケアに携わる関係機関すべてと連携を図りつつ、地域ケア体制の総合的な企画立案、推進を行う。

(3) 介護が必要でも住み続けられる「住まい」の場の確保

〔自宅生活の継続〕

- 住宅改修や福祉用具サービスの活用により住環境を整備し、在宅生活の継続を支援
- 賃貸住宅や公営住宅のバリアフリー化の推進や、公営住宅に関する情報提供や優先入居制度の普及

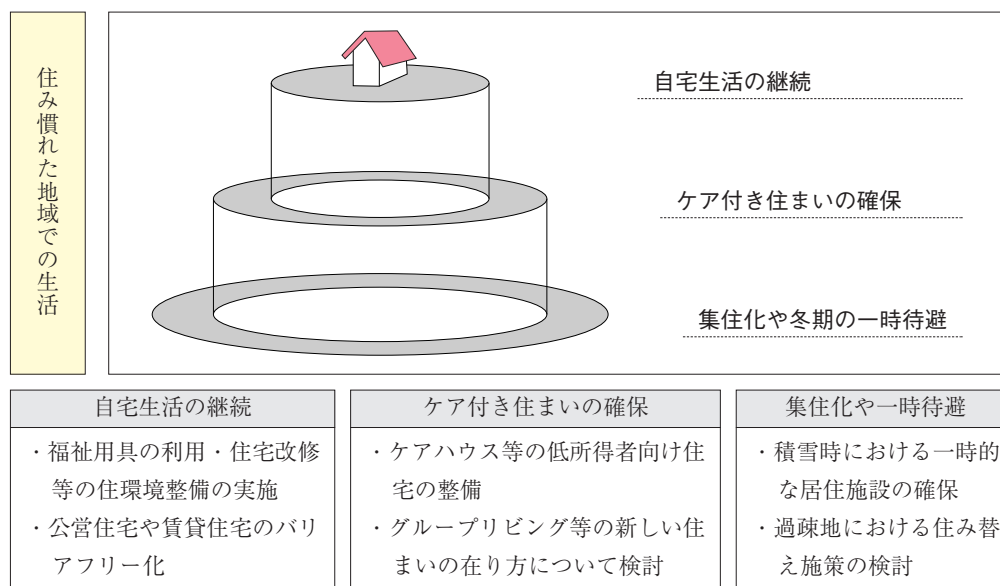
〔ケア付き住まいの確保〕

- ケアハウスや有料老人ホームの整備に加え、高齢者向けの民間賃貸住宅等の確保
- グループリビング、個人住宅や空き家の活用、民間の専用住宅に近接して24時間体制の介護サービスと地域支援を混成型で提供する取組など、新しい居住のあり方について先進事例を踏まえて検討

〔本県の特徴に応じた取組〕

- 本県の特徴である豪雪地域における冬期の一時的な共同住宅の確保、利用促進のための取組
- 過疎地において、介護サービスの提供が十分に行えない場合における住替え施策の検討

高齢者の「住まい」の確保



（４）地域のインフォーマルサービス（草の根活動）による「見守り」支援

〔インフォーマルサービスの確保〕

- 民生児童委員、愛の輪協力（推進）員等の一層の活用や、虚弱な高齢者を老人クラブ活動に取り込んだり、転入高齢者に対する声かけなど地域づくりの一環としての活動を活性化
- 行政やケアマネジャーがインフォーマルサービスの存在を把握できるよう先進事例を普及したり、民生児童委員や愛の輪協力（推進）員の効果的な活動支援を通じて地域包括支援センターの取組を支援

〔家族の負担軽減等〕

- 家族が一定の介護（看護）力を身につけられるよう、知識と技能を取得する機会を確保
- 認知症高齢者の家族の負担軽減に関する相談支援や家族同士の相談の機会を提供

（５）関係施策の総合的な推進を通じた共生型のまちづくり

〔関係施策の総合的な推進〕

- 福祉・医療施策及び防災・交通・住まい等の地域社会に関わる様々な施策について、県の関係部局が一体的に検討を進め、施策を総合的に推進するための体制を整備

〔共生型のまちづくり〕

- 高齢者・障害者・子どもの施策の連携を進め、社会資源の共有や空き家を有効に活用

アンケート

レセプトオンライン請求義務化に関する アンケート集計表（鳥取県）

平成23年4月より全ての保険医療機関におきましてレセプトのオンライン請求が原則義務化されることになっておりますが、日本医師会では、国民医療を守る医療提供者の立場から、このような施策の前にクリアされるべき課題を提示するとともに、オンライン請求は義務化ではなく、できるところから手挙げ方式で移行し、IT化に対応できない医療機関にも十分配慮する必要があることを主張してきました。

今般、日本医師会では、レセプトオンライン請

求義務化に関するアンケートを全国的に取りまとめ、レセプトオンライン請求義務化により予測される影響を、より大きな医療現場の生の声として国に対し、訴えていくとのことです。

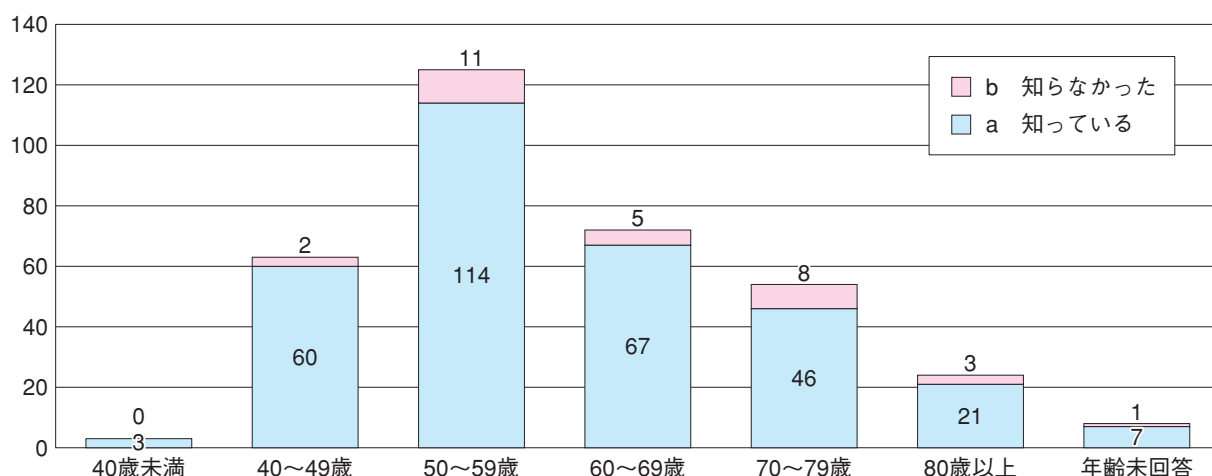
鳥取県医師会としましては、県内464医療機関を対象にアンケートを実施し、348医療機関（75%）のご回答をいただきましたので、鳥取県の集計結果を報告致します。

最後にアンケートにご協力いただきました医療機関の皆様に深謝いたします。

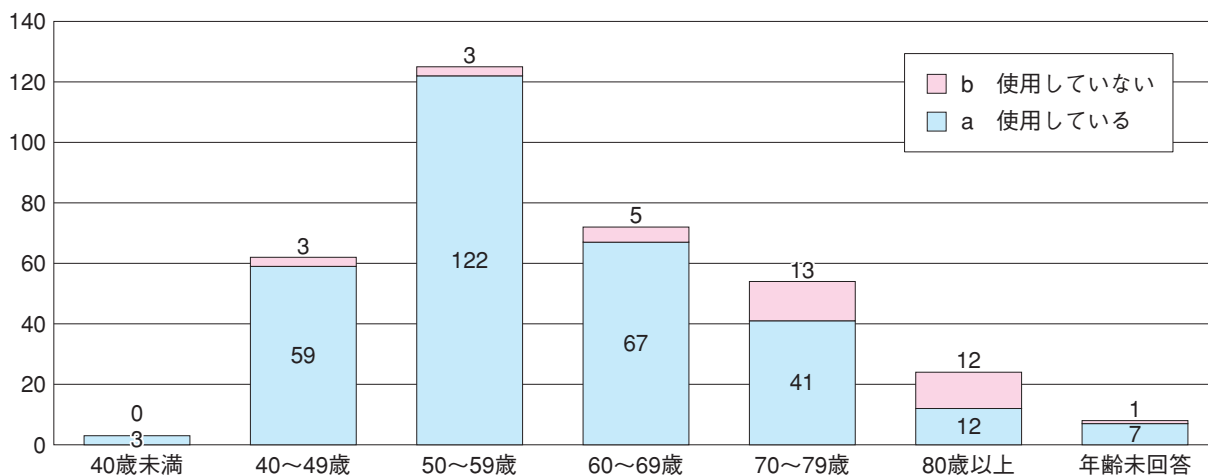
$$\text{回答率} = 348 (\text{回答}) / 464 (\text{発送}) = 75.0\%$$

開設者年齢	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	年齢未回答	計
対象施設	8	82	179	93	74	28	0	464
回答施設	3	62	125	72	54	24	8	348
病院	0	1	9	10	3	4	5	32
診療所	3	61	116	62	51	20	2	315
（有床診療所）	1	8	15	12	8	0	0	44
（無床診療所）	2	53	101	50	43	20	2	271
未回答	0	0	0	0	0	0	1	1
回答率	37.50%	75.61%	69.83%	77.42%	72.97%	85.71%		75.00%

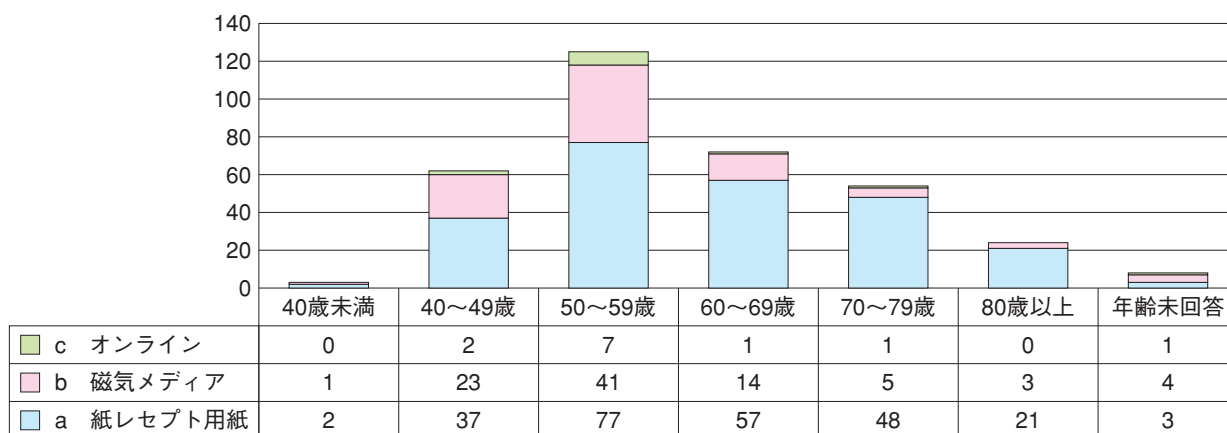
1. 平成23年4月から全ての保険医療機関において、レセプトのオンライン提出が原則義務化される省令が出ていることをご存知でしたか？



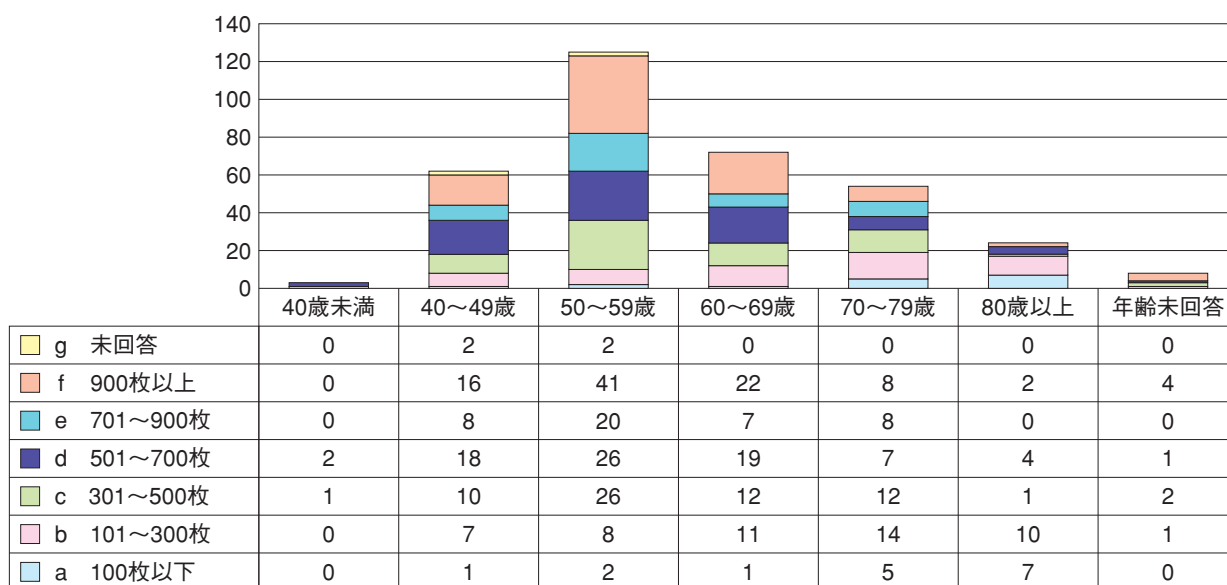
2. 貴院ではレセコンを使用していますか。



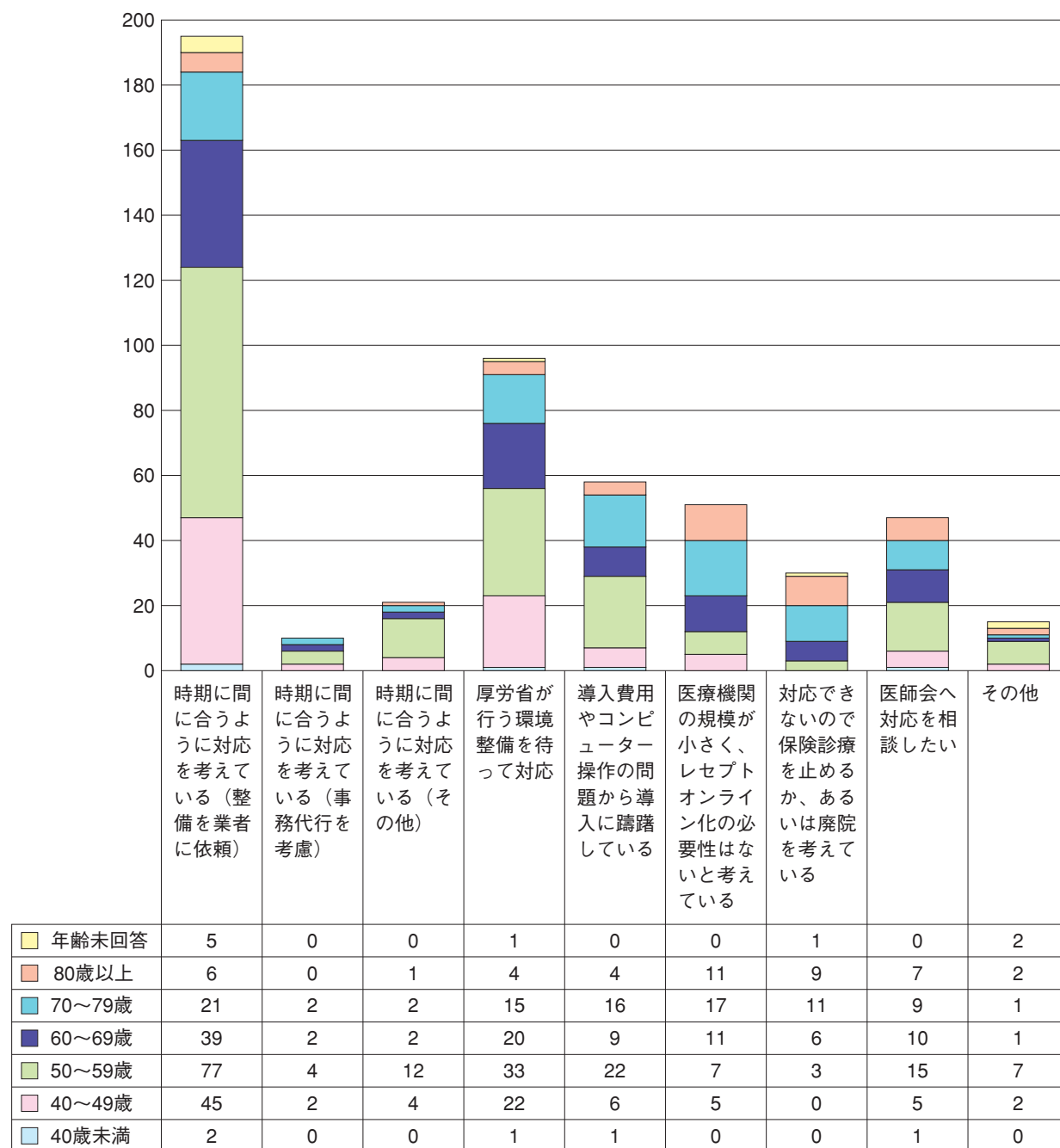
3. 貴院でのレセプトの提出方法を教えてください。



4. 貴院の1ヶ月の平均レセプト枚数を教えてください。



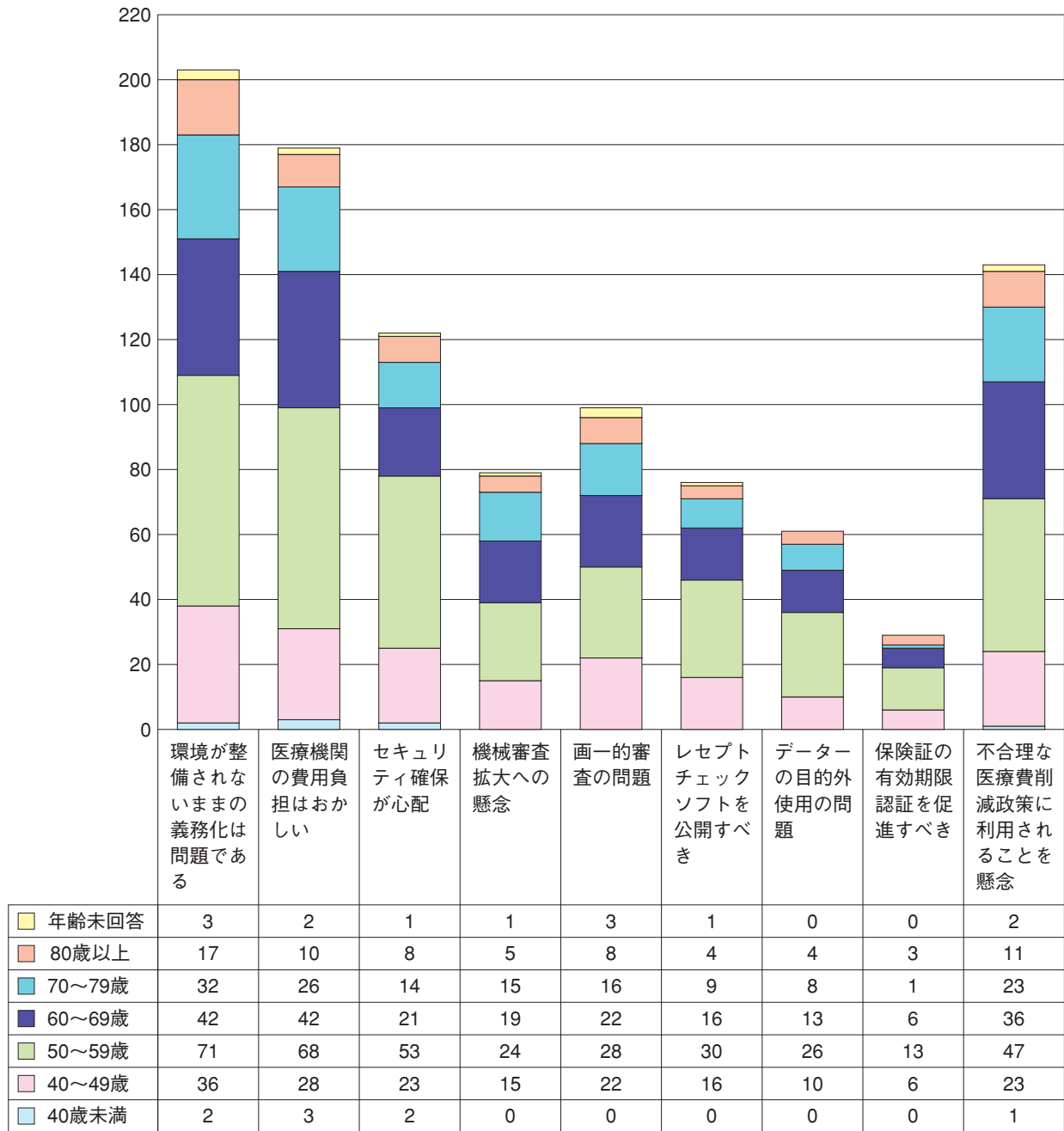
5. 貴院ではレセプトオンライン請求義務化にどう対応されますか？（複数回答可）



開設者年齢	～40歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	年齢未回答	計
対応できないので保険診療を止めるか、あるいは廃院を考えている。	0	0	3	6	11	9	1	30

鳥取県 廃業を考えている医療機関 30 / 鳥取県 回答数348 = 8.62%

6. レセプトオンライン請求義務化において、特に問題とすべき項目を3つ選んで回答して下さい。



光化学オキシダント対策について

〈鳥取県水・大気環境課〉

1 光化学オキシダントとは

工場や自動車等から排出された窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する汚染物質（オゾンが主成分）で、光化学スモッグの原因となる。

また、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

【主な健康被害の症状】

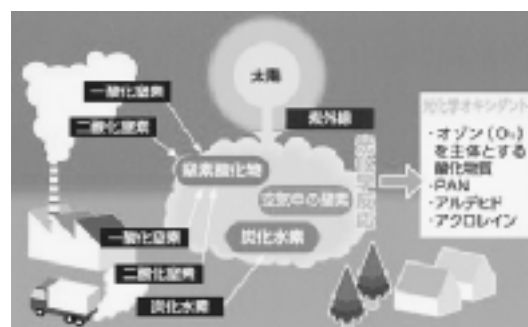
眼の刺激：目がチカチカする、涙が出る、目が痛い

呼吸器系の刺激：のどが痛い、せきが出る、息苦しい

その他：頭痛、吐き気がする

【光化学オキシダントの濃度が高くなる天候】

鳥取県では、4月から6月頃の晴天の日の日中、日差しが強く、気温が高めで風の弱い時間帯に発生しやすくなります。



2 大気汚染に係る緊急時の措置について

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、都道府県知事は、注意報等を発令し、一般県民への周知、大気汚染物質排出施設の設置者、自動車運転者への排出量の減少等について協力要請・命令することとされている（大気汚染防止法）。

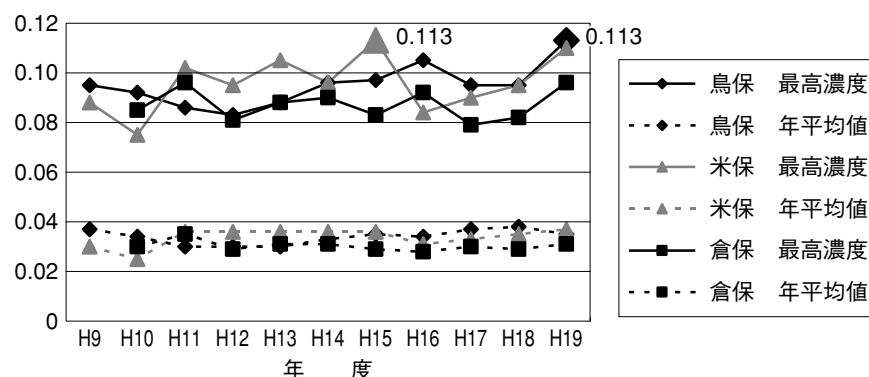
3 県内の状況について

現在、県内3地点（鳥取、倉吉及び米子保健所）において24時間常時測定を行っているが、毎年環境基準（0.06ppm）を達成できておらず、注意報発令基準濃度（0.12ppm）に迫っている。

これまでに県内で観測された光化学オキシダントの最高濃度は0.113ppm（鳥取保健所（H19）及び米子保健所（H15））。

注意報発令基準濃度を超過するおそれがあることから、平成20年4月「鳥取県光化学オキシダント緊急時対策要綱」を策定し、注意報等の発令体制を整備した。

光化学オキシダント年平均値及び年最高濃度の推移



4 全国における注意報等の発令状況及び被害届出状況（H19年度）

発令延日数：220日（28都府県）、被害届出人数：1,910人（14県）

これまで発令がなかった熊本県、長崎県（H18年度）、新潟県及び大分県（H19年度）でも史上初めて注意報が発令されている。

なお、本県ではこれまで発令されたことはない。

5 注意報等発令体制について

【鳥取県光化学オキシダント緊急時対策要綱の概要】

（１）発令区域及び基準測定局

	発令区域	発 令 市 町 村	基準測定局	所 在 地
①	東部地区	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	鳥取保健所	鳥取市江津730
②	中部地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	倉吉保健所	倉吉市東巖城町2
③	西部地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	米子保健所	米子市東福原1-1-45

（２）発令基準及び発令時の措置内容

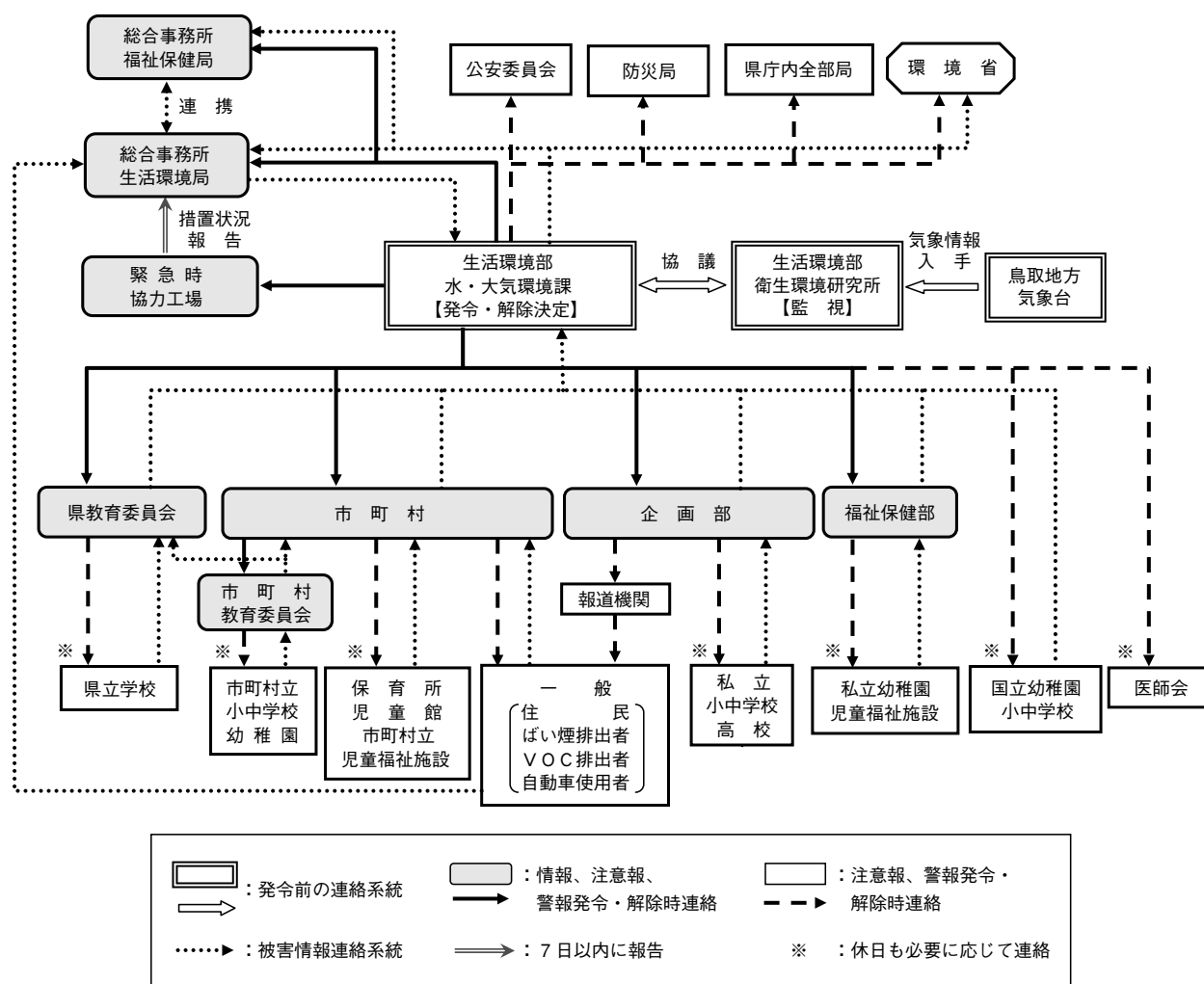
発令の区分		情報提供	注 意 報	警 報
発令基準	濃 度	1 時間値が0.1ppm以上	1 時間値が0.12ppm以上	1 時間値が0.4ppm以上
	気象条件	気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき		
措 置 内 容	県民・学校等		緊急時の注意事項等について周知	
	ばい煙又は VOC排出者		不要不急の燃焼自粛、ばい煙・VOC排出量の減少について協力要請	
	自動車使用者		不要不急の自動車使用、当該地域への運行自粛について協力要請	
	ばい煙関係 緊急時協力工場	注意報発令の可能性がある旨を伝えるとともに、1 時間ごとの濃度を情報提供	燃料使用量等の20%削減を要請	燃料使用量等の40%削減を命令
	VOC関係 緊急時協力工場		VOC排出量の20%程度の削減を要請	VOC排出量の40%程度の削減を命令
	県公安委員会		注意報発令について情報提供	必要に応じ、道路交通法の規定による措置を要請
	関係市町村 県関係課等	注意報発令に備えるよう要請	県民等への周知等を要請	
解 除 基 準		1 時間値が発令基準値未満となり、気象条件から見てその状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき		

※VOC：揮発性有機化合物

（３）連絡系統

連絡系統に従って、注意報等の発令・解除について、ファクシミリ等により連絡を行う。

別図 光化学オキシダント緊急時の連絡系統



鳥取労働局よりの通知

石綿健康被害救済制度等の周知・広報について

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を救済するために「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月27日に施行されました。

この法律においては、業務により平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で、労働者災害補償保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対して「特別遺族給付金」が支給されます。この特別遺族給付金は、法律施行後3年以内に請求しなければならず、平成21年3月27日が請求期限となっており、それ以降は請求することができません。

また、平成13年3月27日以降に死亡した労働者の遺族は、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を請求することになりますが、その請求権は時効により5年で消滅します。なお、現在療養中の労働者は、労働者災害補償保険法による療養補償給付等の請求対象となります。



お知らせ

平成20年度鳥取県医師会定例総会ご案内

—特別講演には日本医師会副会長 竹嶋康弘先生!!—

平成20年度鳥取県医師会定例総会を下記のとおり開催致しますので、ご案内申し上げます。

なお、特別講演には、日本医師会副会長 竹嶋康弘先生をお招きしましたので、多数ご参加くださるようお願い申し上げます。

詳細につきましては、来月号に掲載致します。

記

1. 期 日 平成20年7月5日（土）午後4時50分
2. 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
3. 日 程
 - 1) 開会 16:50
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 表彰
 - 4) 議事録署名人
 - 5) 報告
 - 6) 鳥取医学賞講演
 - 7) 特別講演「日本医師会副会長 竹嶋康弘先生」 17:30
 - 8) 閉会
 - 9) 懇親会

会場 ホテルニューオータニ鳥取 鳥取市今町

社団法人日本内科学会認定「内科専門医」の呼称変更について

旧「内科専門医」⇒ 新「総合内科専門医」 平成19年12月11日～

第39回全国学校保健・学校医大会分科会における 研究発表の演題募集について

「第39回全国学校保健・学校医大会」が、新潟県医師会担当により新潟市において下記のとおり開催されるに当たり、分科会研究発表の演題募集がありました。

ついては、応募される方がありましたら、詳しい募集要項・申込書等をお送り致しますので、鳥取県医師会・事務局（電話 0857-27-5566・FAX 0857-29-1578・E-mail igakkai@tottori.med.or.jp 担当 原）までご連絡くださるようお願い申し上げます。

記

日 時 平成20年11月8日（土）午前10時～
会 場 朱鷺メッセ（新潟市中央区万代島6番1号）
演題申込期限 平成20年5月28日（水）

〈分科会〉

○第1分科会（からだ・こころ1＝主にからだ）

○第2分科会（こころ・こころ2＝主にこころ）

「からだ」：学校保健上、問題となる身体的なもの、たとえば肥満などの生活習慣病や感染症、アレルギー性疾患及び性教育、スポーツ障害等について。

「こころ」：児童・生徒のこころの問題が学校保健でも問題となっております。薬物依存、児童虐待、いじめ、自殺、不登校、摂食障害、その他学校精神保健について。

○第3分科会（耳鼻咽喉科）

学校における耳鼻科健診での諸問題や聴覚障害、言語障害及びアレルギー性鼻炎等について。

○第4分科会（眼科）

眼科領域における諸問題と今後のあり方について。

〈演題申込要領〉

1. 申込方法；発表の趣旨（300字程度）をWordにて作成の上、都道府県医師会を通じてお申込下さい。

※演題採否決定次第、研究発表者には大会誌掲載用原稿（12,000字程度；図、写真含む）及び研究発表データの送付依頼が有ります。

〈研究発表要領〉

1. 発表時間は1題10分とします。

2. パソコンによる発表といたします。

ソフトはパワーポイント（Windows版、Power Point 2007可）をお願いいたします。

（Macは不可）

長時間労働者への医師による面接指導が 小規模事業場においても義務づけられます

労働安全衛生法では、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対して労働者の申出により、事業者は医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

面接指導は、労働者数50人以上の事業場については平成18年4月1日より義務づけられていますが、労働者数50人未満の小規模事業場においても、平成20年4月1日より適用されますので、地域産業保健センターを活用するなどして、面接指導又は面接指導に準ずる必要な措置を講ずるようにしましょう。

地域産業保健センターでは、平成20年4月より面接指導の相談窓口を開設いたします。詳しくは、お近くの地域産業保健センターにお問い合わせ下さい。

●医師による面接指導制度の創設は…

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることとするものです。

●面接指導とは…

問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいいます。

●長時間労働者への医師による面接指導制度については、以下のホームページにパンフレットを掲載しております。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/kanren-pamph.html>

この制度に関するご質問は、鳥取労働局（TEL 0857-29-1704）又は最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

「ねんきん特別便」の配付・回答の回収に係る 事業主の皆様のご協力の要請について

鳥取社会保険事務局長

年金加入者の皆様に確実に「ねんきん特別便」をお届けするとともに、年金加入者の皆様からその加入記録の「もれ」や「間違い」の有無について確実にご確認・ご回答いただくためには、事業主の皆様に「ねんきん特別便」の配付・回収についてご協力をいただくことが不可欠であります。

このため、全事業所の事業主の皆様へ3月中旬に送付した保険料納入告知書にチラシを同封し、直接ご協力をお願いいたしましたが、多くの事業所にまだ協力のご回答をいただいております。

つきましては、当該事業の重要性をご理解のうえ、貴会会員の厚生年金保険の適用を受ける医療機関において「ねんきん特別便」の配付・回収についてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

訃 報



故 早 田 幸 司 先生

鳥取市吉方温泉（昭和24年1月22日生）

〔略歴〕

早田幸司先生には、去る4月15日逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に、心よりご冥福をお祈り致します。

昭和50年3月 岡山大学医学部卒業

平成元年4月 開業

12年4月 鳥取県医師会代議員

15年4月 日本産婦人科医会鳥取県支部
理事

鳥取県医師会腫瘍調査部報告（４月分）

毎月腫瘍登録の届け出を頂き有り難うございます。

腫瘍占拠部位については、臓器内の部位によりICD番号が異なりますのでなるべく詳しく記載して下さい。但し、新規登録件数には、既登録分（含他医療機関届出分）や県外居住者分は含まれません。なお、多重がんについては判定が煩雑なため、2008年分のみ含まれます。

（１）施設別登録件数（含重複例）

登 録 施 設 名	件 数	新規登録件数
山 陰 労 災 病 院	85	63
鳥大医学部附属病院	56	44
鳥 取 県 立 中 央 病 院	50	31
鳥 取 市 立 病 院	44	13
鳥 取 赤 十 字 病 院	31	26
米 子 医 療 セ ン タ ー	23	16
野 の 花 診 療 所	12	5
野 島 病 院	10	9
博 愛 病 院	6	4
竹田内科医院（本町）	5	4
藤 井 政 雄 記 念 病 院	5	4
済生会境港総合病院	5	5
中部医師会立三朝温泉病院	3	2
循環器クリニック花園内科	3	2
山 口 外 科 医 院	3	2
ま つ だ 内 科 医 院	2	2
赤 碕 診 療 所	2	2
新田外科胃腸科病院	2	0
宍 戸 医 院	1	0
林 医 院 （ 用 瀬 町 ）	1	0
せいきょう倉吉診療所	1	1
土 井 医 院	1	1
旗ヶ崎内科クリニック	1	0
本 田 医 院	1	1
脇田産婦人科医院	1	1
合 計	354	238

（２）部位別登録件数（含重複例）

部 位	件 数	新規登録件数
口腔・咽頭癌	3	1
食 道 癌	13	5
胃 癌	73	60
小 腸 癌	2	1
結 腸 癌	49	34
直 腸 癌	20	16
肝 臓 癌	27	20
胆嚢・胆管癌	12	6
膵 臓 癌	9	5
肺 癌	41	24
胸 腺 腫	1	1
縦 隔 腫 瘍	1	0
皮 膚 癌	6	5
乳 癌	32	21
子 宮 癌	10	5
卵 巢 癌	4	1
前 立 腺 癌	20	14
腎 臓 癌	6	6
膀 胱 癌	12	7
甲 状 腺 癌	3	1
原発不明癌	2	2
リンパ腫	2	1
骨 髄 腫	3	1
白 血 病	1	0
髄 膜 腫	1	1
骨髄異形成症候群	1	0
合 計	354	238

感染症だより

定期の予防接種の実施における保護者以外の同伴について

今般、定期の予防接種の実施における保護者以外の同伴についての事務連絡が、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県衛生主管部（局）宛になされ、日本医師会感染症危機管理対策室長より本会宛通知がありましたので下記のとおりお知らせ致します。

つきましては、会員各位におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

定期の予防接種には、原則、保護者の同伴を必要とするが、保護者が特段の理由で同伴することができない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が接種対象者に同伴することは差し支えないものとする。

この場合、事前に説明する等により、予診票の記載事項等について保護者の理解を求めるとともに、接種の際には、予診票に加え、当該同伴者の同意をもって保護者の同意とする旨の委任状の提出を併せて求めるものとする。

学校における麻疹対策ガイドラインについて

今般、厚生労働省及び文部科学省監修の下、国立感染症研究所感染症情報センターにおいて「学校における麻疹対策ガイドライン」が作成され、鳥取県福祉保健部健康政策課長より本会宛通知がありましたので、お知らせ致します。

本ガイドラインは、学校が効果的な麻疹対策を進める上で必要な技術的情報を、「麻疹発生の予防（平時の対応）」及び「麻疹発生時の対応」の2つの観点から具体的にまとめられたものであります。

つきましては、会員各位におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※このことについての詳細は、下記ホームページにてご確認頂くか、または資料の送付をご希望の先生は鳥取県医師会事務局（TEL 0857-27-5566）までお問い合わせください。

◎国立感染症研究所HP「学校における麻疹対策ガイドライン」

http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/guideline/school_200805.pdf

鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）

鳥取県衛生環境研究所

（H20年 3 月31日～H20年 4 月27日）

1. 報告の多い疾病

（インフルエンザ定点29、小児科定点19、眼科
定点3、基幹定点5からの報告数）

（単位：件）

1	感染性胃腸炎	930
2	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	356
3	水痘	121
4	インフルエンザ	102
5	手足口病	83
6	突発性発疹	45
7	その他	40

合計 1,677

2. 前回との比較増減

全体の報告数は、1,677件であり、24%（522件）
の減となった。

〈増加した疾病〉

感染性胃腸炎 [17%]。

〈減少した疾病〉

インフルエンザ [85%]、水痘 [28%]、手足口
病 [16%]、突発性発疹 [10%]。

〈増減のない疾病〉

なし。

※今回（14週～17週）または前回（10週～13週）
に1週あたり5件以上、報告のあった疾病を対
象に計上した。

3. コメント

- ・インフルエンザは、ほぼ終息しました。
- ・感染性胃腸炎が増加しています。A群ロタウ
イルスが検出されています。
- ・A群溶血性連鎖球菌咽頭炎が東部及び中部地
区で続いています。
- ・東部地区で手足口病が増加しています。コク
サッキーA16型が分離されています。

報告患者数（20.3.31～20.4.27）

区 分	東部	中部	西部	計	前回比 増 減
インフルエンザ定点数	(12)	(6)	(11)	(29)	
1 インフルエンザ	30	3	69	102	-85%
小児科定点数	(8)	(4)	(7)	(19)	
2 咽頭結膜熱	1	9	1	11	10%
3 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	251	61	44	356	0%
4 感染性胃腸炎	477	253	200	930	17%
5 水痘	46	44	31	121	-28%
6 手足口病	59	14	10	83	-16%
7 伝染性紅斑	6	3	1	10	-38%
8 突発性発疹	16	16	13	45	-10%
9 百日咳	0	0	1	1	—
10 ヘルパンギーナ	0	1	2	3	—

区 分	東部	中部	西部	計	前回比 増 減
11 流行性耳下腺炎	3	0	0	3	50%
12 RSウイルス感染症	0	0	0	0	-100%
眼科定点数	(1)	(1)	(1)	(3)	
14 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	—
15 流行性角結膜炎	2	2	0	4	100%
基幹定点数	(2)	(1)	(2)	(5)	
16 細菌性髄膜炎(真菌性を含む)	0	0	1	1	—
17 無菌性髄膜炎	1	2	2	5	—
18 マイコプラズマ肺炎	0	1	1	2	0%
19 クラミジア肺炎(オウム病は除く)	0	0	0	0	—
合 計	892	409	376	1,677	-24%

たましひ

米子市 芦立 巖

晴れ来るに魂のとぶさま見せてぼたん雪ひらり
ひらりと流る

雪止みて雨降る土降る花粉降る葉のなき森を吹
き渡り来る

たまきはる命かかえて青き芽の紫陽花の木に出
づる確かさ

たましひの培ひしなり紫陽花の枝先に芽のつの
ぐむ事も

左手に右手を添へて座禅する九十二歳の僧に教
はる

地球より重しと云へる人命の地球に出でて地球
に帰る

夜汽車とふ列車ありたり古き世に水死の幽霊濡
れて乗り来る

近火

倉吉市 石飛 誠一

サイレンの音にまじりて叫ぶ声鋭く聞こゆ近火
なるらし

明るみし障子を開ければ炎見ゆ夜十一時わが町
の火事

夜の火事真直ぐ上る炎見ゆ近くの家並をシルエ
ットとして

眠らんとすれど眼裏に炎あり近火のありて鎮火
せし後も

出勤の途に現場を通りたれば警察車とまり縄張
られおり

健康川柳 (3)

鳥取市 塩

宏

女性産む 機械医者診る 機械です
院長と 言うけどあんた 一人だけ
開業医 今も今後も 総合医
超肥満 クルマも体も しんどいよ
IT化 患者の顔は 記憶なし
低カロリー 食品が気に なるメタボ
楽そうに 見えるあの世は 苦の山だ
生きてます 人をおかずに 元気です
ストレスを 貯めないように 鈍感に
馬車馬に なった昔が 懐かしい

八頭高生 (1)

河原町 中塚 嘉津江

六時半母さんの声で目を覚ます
坂道下ってバスと競争
一時間バス通学は予習の時間
ABCに三角関数
農業を選択する子は出て行けと
今も耳に響く担任の声
高校生冬も元氣だセーラーの
下はアンダーシャツ一枚
遠きよりのバスは帰りも二本だけ
指をくわえて見るうさぎ飛びにブラスバンド
受験／＼夏にも冬にも特別授業
ああ三年間灰色の青春
楽しかったたった二つの思い出は
タヌキのはりぼてフォークダンス
図書館のススキの藪のナンバンキセル
生物の先生の机にかざる



東 部 医 師 会

広報委員 大 津 千 晴

まさに満開の桜の下で入学式を迎えた新入生たちが、そろそろ学校にも慣れて、学校では授業、クラブ活動が本格始動したところではないでしょうか。4月はワカメ漁が解禁となり5月は高齢となった海女たちにも忙しい季節です。海女による漁は海女が潜り、伴侶が船で、海女が浮上して来るのを待ちます。ワカメで船が一杯になると港に戻り、荷をおろした海に戻ります。海女も高齢、伴侶も高齢です。何歳になっても海中に向かう海女たちにとって、船で待つ伴侶にとって、今年も事故の無い年であること、いつまでも一緒に海に出られることを祈ります。

第1回理事会では各種委員会の委員が決まりました。今年度より2年間、東から西から地区医師会報告、東部医師会の担当理事は大津、小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

4月の主な活動、6月の予定を報告いたします。

6月の予定です。

5日 会計監査

6日 会計監査
25日 学術講演会
26日 学術講演会
28日 東部医師会総会

4月の主な活動です。

5日 看学入学式
8日 理事会
9日 胃がん検診症例研究会
15日 胃疾患研究会
16日 小児科医会
17日 選挙管理委員会
東部三師会幹事会
18日 看学運営委員会
22日 理事会
会報編集委員会
23日 平成20年度前期学術委員会
24日 鳥取市胃がん内視鏡検討会
25日 かかりつけ医なんでも症例検討会



中 部 医 師 会

広報委員 石 津 吉 彦

4月1日より新しい保険点数での診療が始まり、後期高齢者の保険証未配・天引きミスなど各

地での混乱が報道されていますが、混乱をあおるメディアに踊らされる事なく、我々は冷静に対応

したいものです。

倉吉も桜祭り、桜相撲が終わり次はツツジの季節となります。東西部の皆様も講演会のついでに、中部へ行楽にお出かけください。お待ちしております。

5月の主な講演会の予定です。

13日 講演会

「血管機能の評価と治療戦略—スタチンの血管機能改善はクラスエフェクトか—」

島根大学医学部附属病院

循環器内科 副科長 石橋 豊先生

17日 漢方勉強会講演会

「一家で漢方」

恵光会 原クリニック

院長 原 敬二郎先生

4月の主な行事です。

2日 理事会

11日 救急業務連絡協議会

13日 あんず会

15日 定例会

「多発性骨髄腫について」

松江赤十字病院 血液・免疫・腎臓内科

部長 大居慎治先生

17日 腹部画像診断研究会

21日 胸部疾患研究会

22日 心疾患研究会

小児科懇話会

23日 心電図判読委員会

アレルギー疾患対策委員会

24日 福祉委員会

25日 消化器病研究会

30日 心電図判読委員会



広報委員 阿部博章

スギ、ヒノキの飛散は例年より大きく遅れ、やはり今年の冬は寒かったかと思いました。桜はあつという間に咲いて満開後は雨に散ってしまいました。春が来るとあれほどたくさんあった大山の雪もいつの間にか消えて、ヒバリが歌いだしツバメが飛び始めました。まだ、山陰に沈黙の春は来ていないようです。

西部医師会では3月24日に開催された西部医師会理事会において4月からの診療報酬改訂に関して議論がなされ、後期高齢者診療料については75歳以上の国民の受ける医療の差別化を図るものであり、医療費削減が目的で、登録医制度導入、人頭割制度に繋がりフリーアクセス禁止への布石であると思われることから理事全員の合意で算定しな

い事をお願いをすることと決定しました。他の医師会に先駆けてこの判断ができたことを誇りに思います。2年おきの役員改選に当たり長年に渡って看護学校の校長を務められた木村禎宏先生が退任され中曽庸博校長が誕生しました。

3日 鳥取県臨床皮膚科医会

「自己免疫性水疱瘡の診断と治療」

4日 整形外科合同カンファレンス

8日 消化管研究会

9日 第430回小児診療懇話会

12日 第17回山陰直腸肛門疾患研究会

「肛門診療及び処置等について」

14日 第58回鳥取県西部医師会定例総会

第2回鳥取大学医学部漢方・代替医薬研究会
 「消化管運動からみたFDの病態解明と六君子湯の有効性—六君子湯のEBM構築にむけて—」

15日 肝・胆・膵研究会
 「胸部の画像診断—基本とピットホール—」

16日 境港臨床所見会

17日 学術講演会
 「C型慢性肝炎の最新の知見」

18日 西部医師会臨床内科医会「例会」
 「最近の胃癌に対する外科治療—ガイドラインを中心に—」

第365回山陰消化器研究会

19日 第7回鳥取臨床スポーツ医学研究会
 「スポーツシューズによる足部障害とその

マネージメント」
 「股関節手術後のスポーツ復帰について」

21日 米子医療センター胸部疾患検討会

22日 消化管研究会

23日 臨床内科研究会

24日 環中耳鼻咽喉科セミナー
 「頭頸部領域の超音波診断—日常診療と今後の展望—」

博愛病院臨床懇話会
 「急性期・回復期・在宅へのリハビリテーションアプローチ—自立やよりよい支援のために—」

25日 第101回米子消化器手術検討会
 「胃癌に対する腹腔鏡下手術の現状」

28日 定例理事会



広報委員 豊島良太

目に眩しい緑が暖かな風にのって匂う頃から、少し動けば額にうっすらと汗を感じる季節へと移ろってまいりました。

諸兄におかれましてはご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、4月の医学部医師会の動きをご報告申し上げます。

1. 病院新採用職員ホスピタリティ向上研修会を実施

附属病院では、医療従事者としてホスピタリティを学ぶとともに他職種との交流を図ることを主な目的として、研修医及び看護師並びにコメディカルの新採用職員を対象としたホスピタリティ向上研修会を毎年実施しています。今年も4月8～9日の1泊2日の日程で、研修医26名をはじめと

する看護師やコメディカルなど、総勢110余名の新人を対象に実施しました。

最初は、緊張した面持ちの参加者たちも、「お互いを知る」ことからスタートする体験型の研修が進むにつれ、あちらこちらで笑顔が見られ、二日目には旧知の仲のように会話を弾ませるグループもありました。参加者からは、「あっという間の二日間だった。とても大切な事を学んだ。今後に活かしたい。」「多くの人と交流ができて貴重な体験だった。」と概ね満足した感想が聞かれました。

2. 臨床心理相談センターを開設

大学院医学系研究科の附属施設として設けた「臨床心理相談センター」の開設記念式典を4月14日執り行いました。

同センターの母体となる保健学専攻臨床心理コースの設置は、医学系大学院においては全国初として注目されています。これは、鳥取県内のスクールカウンセラーに臨床心理士の資格を有する者が少ないことや、その養成機関が県内にないことなどから、鳥取県からの要請をきっかけとして実現したものです。

センターでは、今後、不登校やいじめ、性格や対人関係の悩みなどの相談を受け、様々な心理的問題について幅広いカウンセリングを行うとともに、それを教育・研究の実践の場として地域社会の求めに応じた心理療法士を多く輩出してまいります。

3. がんサロン「さくらサロン」を開設

がんに対する不安や悩みを打ち明けられ、同じ体験者同士の交流を通じて癒しの場としてご活用いただくように「さくらサロン」を附属病院の外来棟に開設いたしました。

「さくらサロン」は、いつでも自由に利用していただけるよう毎日解放しており、情報収集のためのパソコンや関連書籍を調べたり、ゆっくりと語り合っていただけるように喫茶の用意もしています。

今後は、交流会を定期的に開催するなど、患者さん同士が主体となった交流の輪が広がっていくことを期待しています。

4月

県医・会議メモ

- 1日(火) 日本医師会代議員会・日本医師会総会 [日医]
- 2日(水)
- 3日(木) 平成20年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書調印式
- 10日(木) 第1回理事会
 - ♪ 三師会主催観桜会 [ホテルモナーク鳥取]
- 17日(木) 第195回鳥取県医師会公開健康講座
- 24日(木) 学校医部会運営委員会
 - ♪ 「広報委員会」「会報編集委員会」合同委員会
 - ♪ 「厚生労働省第三次試案」に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会 [日医]

会員消息

〈入 会〉

倉信 裕樹	鳥取大学医学部附属病院	19. 10. 1	岸本 洋輔	藤井政雄記念病院	20. 4. 1
井尻 珠美	山陰労災病院	20. 4. 1	今本 龍	山陰労災病院	20. 4. 1
佐藤 暢	谷口病院附属診療所東伯サテライト	20. 4. 1	松波 馨士	鳥取大学医学部附属病院	20. 4. 1
庄司 洋子	藤井政雄記念病院	20. 4. 1	藤井 秀樹	鳥取県福祉保健部	20. 4. 1
大谷 純	大谷医院	20. 4. 1	池淵雄一郎	鳥取大学医学部附属病院	20. 4. 1
後藤 篤	岩美病院	20. 4. 1	倉信奈緒美	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 2
福永 真紀	博愛病院	20. 4. 1	上垣 崇	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 3
飯塚 俊之	博愛病院	20. 4. 1	高屋 誠吾	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
松本 聰	渡辺病院	20. 4. 1	工藤 明子	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
日野原 徹	尾崎病院	20. 4. 1	金谷 治尚	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
松浦 隆	鳥取県済生会境港総合病院	20. 4. 1	高田 知朗	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
谷野 大輔	鳥取県済生会境港総合病院	20. 4. 1	田中謙一郎	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
田中 光一	大山町国民健康保険大山診療所	20. 4. 1	岩本 秀人	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
山脇 均	鳥取市立病院	20. 4. 1	野口 雄史	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
横道 直佑	鳥取市立病院	20. 4. 1	谷野 朋彦	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
福永 健	鳥取市立病院	20. 4. 1	田尻 佑喜	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
堀江 政宏	鳥取市立病院	20. 4. 1	澤田慎太郎	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
林 智樹	鳥取市立病院	20. 4. 1	佐々木 彩	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
大村 宏	野の花診療所	20. 4. 1	荒井 貴之	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
深田 悟	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	20. 4. 1	若原 誠	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
萬 憲彰	野島病院	20. 4. 1	村上 郁	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
安部 良	鳥取大学医学部附属病院	20. 4. 1	川田壮一郎	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
須田多香子	鳥取大学医学部附属病院	20. 4. 1	宮城 倫	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 9
北谷 新	智頭病院	20. 4. 1	小山 茂美	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 4. 10
西村 謙吾	鳥取県立中央病院	20. 4. 1	岡田 順子	鳥取大学医学部	20. 4. 14
持田 茂	山陰労災病院	20. 4. 1	三宅賢一郎	鳥取県立厚生病院	20. 4. 14
前田 迪郎	鳥取県立厚生病院	20. 4. 1	本倉 徹	鳥取大学医学部	20. 4. 18
竹中 泰子	鳥取県立厚生病院	20. 4. 1			
岡田 隆好	鳥取県立厚生病院	20. 4. 1			
田中 裕子	鳥取県立厚生病院	20. 4. 1			
下田 竜吾	鳥取県立厚生病院	20. 4. 1			
岸本祐一郎	鳥取県立厚生病院	20. 4. 1			
佐藤 幸子	倉吉病院	20. 4. 1			
坂野 真理	倉吉病院	20. 4. 1			
周防 孝	倉吉病院	20. 4. 1			
石飛 玲子	藤井政雄記念病院	20. 4. 1			

藤田 良介	日南病院	20. 5. 1	春木 朋広	鳥取県立中央病院	20. 3. 31
			今本 龍	鳥取県立中央病院	20. 3. 31
〈退 会〉			築谷 康人	鳥取県立中央病院	20. 3. 31
安東 史博	鳥取県済生会境港総合病院	20. 3. 31	桑本 聰史	鳥取県立中央病院	20. 3. 31
亀山 康弘	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	20. 3. 31	荒井 陽介	鳥取県立中央病院	20. 3. 31
寺川 直樹	鳥取大学医学部	20. 3. 31	藤田 良介	鳥取県立中央病院	20. 3. 31
前田 迪郎	鳥取大学医学部	20. 3. 31	矢倉知加子	鳥取県立中央病院	20. 3. 31
西村 謙吾	鳥取大学医学部	20. 3. 31	林 暁洋	山陰労災病院	20. 3. 31
後藤 芳子	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 3. 31	阿南 隆洋	鳥取生協病院	20. 3. 31
家島さやか	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 3. 31	金田 周三	鳥取県立厚生病院	20. 3. 31
岸本祐一郎	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 3. 31	松澤 和彦	鳥取県立厚生病院	20. 3. 31
村下 徹也	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 3. 31	井上 和興	日野病院	20. 3. 31
木科 学	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 3. 31	早田 幸司	早田産婦人科クリニック	20. 4. 15
持田 茂	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 3. 31	竹原 直秀	竹原皮膚科医院	20. 4. 30
遠藤 涼	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	20. 3. 31	〈異 動〉		
岡本 和子	智頭病院	20. 3. 31	中下英之助	中下医院(3月末で閉院) ↓ 老健施設ゆうとぴあ	20. 4. 1
藤井 秀樹	米子保健所	20. 3. 31	立川 武	たちかわ耳鼻咽喉科 ↓ 境港市湊町178	20. 4. 1
渡辺 益宜	鳥取市立病院	20. 3. 31	近藤 健人	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター ↓ 鳥取大学医学部	20. 4. 1
中西 順子	鳥取市立病院	20. 3. 31	坂田 晋史	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター ↓ 鳥取大学医学部	20. 4. 1
川本 健治	鳥取市立病院	20. 3. 31	岡田 泰司	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター ↓ 鳥取大学医学部	20. 4. 1
小林 計太	鳥取市立病院	20. 3. 31	野坂 加苗	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター ↓ 鳥取大学医学部	20. 4. 1
柴垣広太郎	鳥取市立病院	20. 3. 31	山村 美樹	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター ↓ 鳥取大学医学部	20. 4. 1
奥村 能啓	鳥取市立病院	20. 3. 31	野口 誠	野口内科医院(3月末で閉院) ↓ 北岡病院	20. 4. 1
長田 泉美	養和病院	20. 3. 31	三木 純	鳥取県済生会境港総合病院 ↓ 錦海リハビリテーション病院	20. 4. 1
渡部 天彦	野島病院	20. 3. 31	小谷 穰治	鳥取市介護老人保健施設 やすらぎ ↓ 鳥取市徳尾20	20. 4. 1
藤井 昭	鳥取県立厚生病院	20. 3. 31			
内田 尚孝	鳥取県立厚生病院	20. 3. 31			
福永 真紀	鳥取県立厚生病院	20. 3. 31			
周防 孝	鳥取県立厚生病院	20. 3. 31			
北谷 新	鳥取県立厚生病院	20. 3. 31			
村岡 智也	鳥取県立中央病院	20. 3. 31			
澤住 裕子	鳥取県立中央病院	20. 3. 31			
前田 佳彦	鳥取県立中央病院	20. 3. 31			
木山 智義	鳥取県立中央病院	20. 3. 31			
森田 正人	鳥取県立中央病院	20. 3. 31			

大城 陽子	日野保健所	20. 4. 1	木村 信行	すえひろ生協診療所 (3月末で閉院)	20. 4. 1
	↓ 米子保健所(兼務 日野保健所)			↓ 鳥取生協病院	
竹久 義明	新田外科胃腸科病院	20. 4. 1	渡邊 淨司	鳥取県立中央病院	20. 4. 1
	↓ 医療法人昌生会新田外科胃腸科病院			↓ 岩美病院	
村尾 和良	鳥取市立病院	20. 4. 1	田中佳都代	鳥取県立中央病院	20. 4. 1
	↓ 鳥取市介護老人保健施設 やすらぎ			↓ 岩美病院	
橋本 由徳	岩美病院	20. 4. 1	神谷 剛 神谷 葉子	大谷医院	20. 4. 1
	↓ 鳥取県立中央病院			↓ 岩美病院	
秋藤 洋一	智頭病院	20. 4. 1	山脇 均	鳥取市立病院	20. 4. 15
	↓ 鳥取県立中央病院			↓ 内科小児科山脇医院 老人保健施設ふたば	
中西 順子→岡田 順子(鳥取大学医学部)	岩美病院	20. 4. 1	村上 功	村上内科クリニック	20. 5. 1
	↓ 智頭病院			↓ 医療法人社団 村上内科クリニック	

保険医療機関の登録指定、異動

保険医療機関の指定、廃止

鳥取医療生活協同組合鳥取生協病院	鳥 取 市		20. 2. 29	廃止(移転)
おかだ内科	鳥 取 市	取医409	20. 4. 14	新 規
新田外科胃腸科病院	米 子 市	米医387	20. 4. 1	新 規
中尾耳鼻咽喉科医院	米 子 市	米医388	20. 4. 1	新 規
宮崎眼科クリニック	鳥 取 市	取医341	20. 4. 25	更 新
医療法人タグチアイブイエフレディースクリニック	鳥 取 市	取医342	20. 4. 1	更 新
宮本医院	鳥 取 市	取医361	20. 4. 10	更 新
メディカルストレスケア飯塚クリニック	米 子 市	米医316	20. 4. 1	更 新
ふくいちクリニック	米 子 市	米医317	20. 4. 1	更 新
岡本医院	東 伯 郡	東医105	20. 4. 1	更 新
医療法人社団伯耆厚生会九里クリニック	西 伯 郡	西医111	20. 4. 1	更 新

生活保護法による医療機関の指定、廃止

鳥取生協病院	鳥 取 市	1369	20. 3. 1	新 規
野口内科医院	倉 吉 市	1274	20. 3. 31	廃 止
鳥取生協病院	鳥 取 市	327	20. 2. 29	廃 止

感染症法の規定による結核指定医療機関の辞退

竹原皮膚科医院	鳥 取 市		20. 4. 30	辞 退
---------	-------	--	-----------	-----

原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定、辞退

鳥取医療生協勝部診療所	鳥 取 市		20. 3. 31	辞 退
中尾耳鼻咽喉科医院	米 子 市		20. 3. 31	辞 退
中尾耳鼻咽喉科医院	米 子 市		20. 4. 1	指 定

5月に入り、暑さと寒さが交錯する日々が続きます。ミャンマーでは台風による大きな被害が出ており、また、北京オリンピックを今夏に控えた中国では四川省を中心とする大地震にて死者が数万人に達するのではと言われるほどの未曾有の災害に見舞われました。ミャンマーでは、軍事政権が国際社会の緊急な人的支援を断り続け、強い批判を受けておりますし、中国においては危機管理体制の真価が問われる局面が続いています。

翻って、わが国では、今年に入ってから大きな自然災害こそ免れておりますが、後期高齢者医療制度の創設に関するさまざまな問題点が明らかとなり、福田政権の支持率が21%にまで落ち込むなど国政における混乱が続いています。

本年4月から後期高齢者医療制度と軌を一にして特定健診・特定保健指導制度が始まりました。今月号の巻頭言において、宮崎常任理事が多くの課題を抱えながらも、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせ継続的に行うことで、国民の健康寿命延伸につなげることを目指した同制度の「希望」の部分について述べておられます。後期高齢者医療制度と同様、多くの課題を抱えておりますが、ともかく医師会としても目の前の患者ならびに住民と向き合いながら、「希望」をもって地道に役割を果たしてゆかねばなりません。

この度、県医師会に新しく二人の先生が新役員として就任され、抱負をご披露いただきました。井庭理事、笠置監事とも大ベテランの先生で、豊富な経験と高い見識で会務にご活躍されることを

期待いたします。同時に、会務を支える各種委員会の新委員も決定いたしました。今後も多くの先生方に参画をいただき、斬新で多面的な議論を通して会務を盛り上げていただけることと思います。

医療事故、診療行為に関連した予期しない死亡例への対応は、国民の関心も高く、医療現場でも切実な問題となっておりますが、この度提示された厚労省第三次試案に関連し日医で開催された都道府県医師会担当理事連絡協議会における白熱した議論を井庭理事が報告しておられます。いまだ賛否両論が交わされておりますが、一定の方向に収斂しつつある印象です。是非、ご一読ください。

緊迫する話題が続く中、この度、鳥取市の米本哲人先生が旭日双光章を受賞されたとの明るいニュースが飛び込んで参りました。県医師会ならびに地区医師会におけるご活躍を始め、多年にわたる保健衛生功労者としての受賞にて、心からお慶び申し上げます。

地区医師会報告「東から西から」では、広報委員の先生方から季節感溢れる流麗な筆致で、各地区の活動の様子が寄せられております。県医師会、地区医師会とも、会員の先生方から会報ならびに会務に関するご意見、ご提言をお待ちしております。さらに、会内広報とともに、さまざまな保健・医療にかかわる情報を提供し、住民の方々と双方向のコミュニケーションを図る対外広報についてもきわめて重要な局面にさしかかっており、会員の先生方のご協力をよろしくお願いいたします。

編集委員 渡 辺 憲

鳥取県医師会報の全文は、鳥取県医師会ホームページでもご覧頂けます。

<http://www.tottori.med.or.jp/>

鳥取県医師会報 第635号・平成20年5月15日発行（毎月1回15日発行）

会報編集委員会：神鳥高世・渡辺 憲・天野道磨・松浦順子・竹内 薫・秋藤洋一・中安弘幸

●発行者 社団法人 鳥取県医師会 ●編集発行人 岡本公男 ●印刷 今井印刷(株)

〒680-8585 鳥取市戎町317番地 TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578
E-mail: kenishikai@tottori.med.or.jp URL: <http://www.tottori.med.or.jp/>

〒683-0103
鳥取県米子市富益町8

定価 1部500円（但し、本会会員の購読料は会費に含まれています）

豊かな老後 確かな支え

日本医師会 年金

ご加入のおすすめ

特 色

1. 日本医師会が運営する会員のための唯一の年金。
私的年金として我が国最大規模を誇っています。
2. 長寿社会に対応した年金です。
長生きするほどお得な年金です。
3. 生活設計に応じて年金額を決定できます。
4. 掛金には上限がありません。増減はいつでもできます。
5. 計算利率は魅力ある年1.5%です。

加 入 の 資 格

日本医師会会員で加入日現在、満64歳 6 ヶ月末満の方です。また、年金の受給権が発生する満65歳までは本会の会員であることが条件です。
会員の種別は問いません。

*パンフレットのご請求と詳細については

日本医師会 年金・税制課

TEL. 03-3946-2121 (代)

FAX. 03-3946-6295

Eメール nenkin@po.med.or.jp

ホームページ <http://www.med.or.jp/>